

垂水市過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)

鹿児島県 垂水市

～ 目 次 ～

第1章 基本的な事項.....	1
1 垂水市の概況.....	1
2 人口及び産業の推移と動向.....	17
3 市の行財政の状況.....	21
4 地域の持続的発展の基本方針.....	24
5 地域の持続的発展のための基本目標.....	26
6 計画の達成状況の評価に関する事項.....	27
7 計画期間.....	27
8 公共施設等総合管理計画との整合.....	27
第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成.....	28
1 現況と問題点.....	28
2 その対策.....	28
3 計画.....	29
4 公共施設等総合管理計画との整合.....	29
第3章 産業の振興.....	30
1 現況と問題点.....	30
2 その対策.....	35
3 計画.....	40
4 産業振興促進事項.....	43
5 公共施設等総合管理計画との整合.....	43
第4章 地域における情報化.....	44
1 現況と問題点.....	44
2 その対策.....	44
3 公共施設等総合管理計画との整合.....	44

第5章 交通施設の整備、交通手段確保の促進.....	45
1 現況と問題点	45
2 その対策.....	46
3 計画	47
4 公共施設等総合管理計画との整合.....	48
第6章 生活環境の整備.....	50
1 現況と問題点	50
2 その対策.....	53
3 計画	55
4 公共施設等総合管理計画との整合.....	58
第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進.....	59
1 現況と問題点	59
2 その対策.....	61
3 計画	63
4 公共施設等総合管理計画との整合.....	64
第8章 保健・医療の確保	65
1 現況と問題点	65
2 その対策.....	66
3 計画	67
4 公共施設等総合管理計画との整合.....	67
第9章 教育の振興	68
1 現況と問題点	68
2 その対策.....	70
3 計画	72
4 公共施設等総合管理計画との整合.....	72
第10章 集落の整備	73

1 現況と問題点	73
2 その対策.....	73
3 計画	73
4 公共施設等総合管理計画との整合.....	74
第11章 地域文化の振興等.....	75
1 現況と問題点	75
2 その対策.....	75
3 計画	76
4 公共施設等総合管理計画との整合.....	76
第12章 再生可能エネルギーの利用の促進.....	77
1 現況と問題点	77
2 その対策.....	77
3 公共施設等総合管理計画との整合.....	77
第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項.....	78
1 現況と問題点	78
2 その対策.....	78
3 公共施設等総合管理計画との整合.....	78

(添付) 事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

第1章 基本的な事項

1 垂水市の概況

(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

垂水市は、大隅半島の北西部、鹿児島湾に面するほぼ中央に位置し、県都鹿児島市と大隅半島を結ぶ海上交通と、隣接市の鹿屋市、霧島市、鹿児島市（桜島）とを結ぶ陸上交通の要衝としての役割を果たしながら発展してきた。

本市の地勢は、東部の高隈連山を中心とする山岳地域、その麓から海岸線まで広がるシラス台地、河川流域の沖積平野、南北約37キロメートルにおよぶ海岸線の3つに区分でき、面積は162.03平方キロメートルである。大隅半島の尾根と言われる高隈連山は、重なり合って生い茂る照葉樹林を残し、日本の自然百選の一つに選ばれている。

本市の歴史は、慶長4（1599）年、垂水島津家の祖・島津以久が、垂水の領主となり、城下町を形成し、以後明治維新に至るまで260余年、垂水を居城に大崎・高山・大始良・鹿屋・串良・宮崎の縄瀬などにおよぶ地域の政治・経済の中心であった。また、慶長16（1611）年、元垂水の居城から林之城跡（現垂水小学校）へ移転し、文教の振興に注力され、当時、文化面においては藩内随一と称されていた。令和2年、林之城跡周辺の垂水麓は、鹿児島の「麓」の史跡として、日本遺産に認定されている。

明治2年の版籍奉還に伴い垂水・牛根・新城・桜島等を管轄区域として地頭所が置かれ、明治20年まで郡役所が置かれた政治・経済の中心であった。

明治22年の市町村制により垂水村となり、大正13年には町制を施行、昭和30年、垂水町、牛根村、新城村が合併、昭和33年10月1日に市制を施行、現在に至っている。

本市の交通体系は、南北約37キロメートルにおよぶ海岸線に沿って、唯一の基幹道路である国道220号線が縦断し、隣接する鹿屋市、霧島市、鹿児島市（桜島）と結ばれ、県道垂水南之郷線が、曾於市を經由し、国際バルク港を有する志布志市へつながっている。また、本市と県都鹿児島市を結ぶフェリーが就航していることから、旅客や車両の海上交通と物流の玄関口を担っている。

本市の産業は、温暖な気候を活かし、さやいんげんやさやえんどうなどの園芸、ビワ等の果樹、畜産経営が広く行われ、静穏な鹿児島湾を活かし、カンパチやブリ等の養殖漁業を中心に、カタクチイワシやナミクダヒゲエビ、ヒメアマエビ等の漁船漁業が盛んで、気候や地勢の特性を活かした農林業と水産業が主な産業である。

また、豊富に湧出する温泉は古くから多くの人に親しまれ、温泉を製品化した飲料水としての「飲む温泉水」は、地場産業として発展している。

平成17年、温泉浴施設や農水産物販売・加工施設を備え、桜島を眼前に展望できる「道の駅たるみず 湯っ足り館」が開業、平成22年、オールシーズン対応型のコテージや活性化施設を備え、高隈連山の麓の猿ヶ城溪谷に「猿ヶ城溪谷 森の駅たるみず」が開業、平成30年には、本市で2か所目の「道の駅たる

みずはまびら たるたるばあく」が開業し、この3つの拠点を中心に交流人口が拡大している。

(2) 過疎の状況

ア 人口等の動向

本市の過疎化は、昭和30年代後半の高度経済成長期に全国的に起きた地方から大都市への急激な人口流出と時を同じくして進行していった。

人口は、昭和30年3町村合併当時の38,856人を最高に、昭和33年の市制施行時には34,789人であったが、昭和35年から平成22年までの50年間には実に15,473人、47.3パーセントも減少した。このため、定住促進条例を平成8年に、空き家バンク制度を平成17年に制定した。

また、平成25年には、人口減少対策プログラムを策定し、「子育て世代」をターゲットとして平成26年より住宅取得費等助成事業など移住・定住促進事業7事業に取り組んでいる。平成27年には、垂水市人口ビジョンを踏まえた「垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を、令和2年3月には、「第2期垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、令和7年3月には「第6次垂水市総合計画兼第3期垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、各種施策を講じている。

このように人口減少に歯止めをかけるための政策を積極的に取り組んできたが、令和7年9月末時点の現在人口は12,701人となっている。

イ これまでの過疎対策

(ア) 過疎地域対策緊急措置法（昭和45年）による振興計画

（前・後期 昭和45年度～昭和54年度）の基本方針

- a 教育文化施設の整備充実
- b 生活環境施設の整備充実
- c 道路網の整備
- d 農業生産基地、漁業基地としての基盤整備及び経営近代化施設整備

◇ 昭和45年度～昭和54年度の事業実績

（単位：千円）

区 分	事 業 名	事 業 費	事 業 実 績	
			前期計画 (45～49)	後期計画 (50～54)
1 交通通信体系の 整備	市町村道	1,026,973	309,007	717,966
	農道	151,686	80,721	70,965
	林道	94,930	11,040	83,890
	その他	241,588	20,580	221,008
	小 計	1,515,177	421,348	1,093,829
2 教育文化施設の 整備	学校教育関連施設	861,339	502,307	359,032
	社会教育施設	1,038,670	156,054	882,616

区 分	事 業 名	事 業 費	事 業 実 績	
			前期計画 (45～49)	後期計画 (50～54)
	小 計	1,900,009	658,361	1,241,648
3 生活環境施設等 厚生施設の整備 と医療の確保	福祉施設	14,602	14,602	—
	生活環境施設	895,302	38,417	856,885
	消防施設	145,159	31,233	113,926
	公営住宅	456,933	112,598	344,335
	その他	359,598	70,675	288,923
	小 計	1,871,594	267,525	1,604,069
4 農林水産業その 他産 業の振興	基盤整備	314,014	62,559	251,455
	漁港施設	329,040	40,025	289,015
	経営近代化施設	213,854	61,866	151,988
	商工観光関係	115,413	37,777	77,636
	その他	157,705	—	157,705
	小 計	1,130,026	202,227	927,799
総 計		6,416,806	1,549,461	4,867,345
う ち 過 疎 債		873,500	252,600	620,900

(昭和 45 年度～54 年度の事業内容)

昭和 45 年施行の過疎地域対策緊急措置法に基づき策定された本市振興計画（前・後期 45～54 年度）の 10 年間の事業費総額は 64 億 1,680 万 6 千円であった。

これを区分ごとにみると、交通通信体系の整備事業費は 15 億 1,517 万 7 千円、全事業費の 23.6 パーセントを占めており、主な事業としては、市道の新設 37,411 メートル、市道改良 69,442 メートル、農道新設 6,220 メートル、林道新設 3,393 メートル等がある。

教育文化施設の整備事業費は 19 億 9 千円、全体比 29.6 パーセントを占め、主な事業としては、危険校舎の改築、屋内運動場の整備、学校統合による校舎増築や教職員住宅、学校プール等の整備、また社会教育施設としての市民館の増改築、地区公民館及びコミュニティセンターの建設、中央運動公園の整備に伴う陸上競技場、野球場の建設等がある。

生活環境施設等厚生施設の整備と医療の確保の事業費は 18 億 7,159 万 4 千円、全体比 29.2 パーセントを占め、老人憩いの家、ごみ処理場、公営住宅、火葬場、と畜場、し尿処理場、消防署牛根分遣所、消防自動車及び消防車庫などの整備が主な事業である。

農林水産業その他の振興は、事業費 11 億 3,002 万 6 千円、全体比 17.6 パーセントを占めている。主な事業としては、施設野菜合理化推進モデル事業のガラスハウス温室 10 棟の建設や、公設地方卸売市場の建設があり、その他に特殊農地保全整備事業、かんがい排水事業、シラス対策事業の受益者負担軽減措置としての補助金や果樹・野菜などに対する経

営近代化施設並びに漁港等の整備がある。

これら事業費に充当された過疎債は8億7,350万円の多額にのぼり、主に市道、コミュニティセンター、地区公民館等の集会施設の整備、改善等に充てられ、この間生活環境施設は一段と充実した。

(イ) 過疎地域振興特別措置法（昭和55年）による振興計画
（前・後期 昭和55年度～平成元年度）の基本方針

- a 魅力ある都市の形成
- b 住みよいくらしの場の形成
- c 健康で幸せなくらしの場の形成
- d 豊かな人間形成の場の形成
- e 発展するまちの形成

◇ 昭和55年度～平成元年度の事業実績

（単位：千円）

区 分	事 業 名	事 業 費	事 業 実 績	
			前期計画 (55～59)	後期計画 (60～1)
1 交通通信体系の整備	市町村道	2,403,527	944,158	1,459,369
	農道	531,467	198,472	332,995
	林道	179,820	179,820	—
	その他	903,251	392,544	510,707
	小 計	4,018,065	1,714,994	2,303,071
2 教育文化施設の整備	学校教育関連施設	790,925	555,800	235,125
	社会教育施設	1,973,871	1,763,392	210,479
	小 計	2,764,796	2,319,192	445,604
3 生活環境施設等厚生施設の整備	水道施設	93,577	80,246	13,331
	廃棄物処理施設	418,040	418,040	—
	消防施設	182,071	71,274	110,797
	公営住宅	625,176	421,820	203,356
	その他	12,100	—	12,100
	小 計	1,330,964	991,380	339,584
4 医療の確保	診療施設	2,270,283	24,300	2,245,983
5 産業の振興	基盤整備	1,075,360	398,282	677,078
	漁港施設	1,138,004	537,620	600,384
	経営近代化施設	1,210,813	382,382	828,431
	商業	19,780	10,105	9,675
	観光又はレクリエーション	140,646	140,646	—
	その他	323,898	—	323,898
	小 計	3,908,501	1,469,035	2,439,466
総 計		14,292,609	6,518,901	7,773,708

区 分	事 業 名	事 業 費	事 業 実 績	
			前期計画 (55～59)	後期計画 (60～1)
う ち 過 疎 債		1,597,400	647,000	950,400

(昭和 55 年度～平成元年度の事業内容)

昭和 55 年施行の過疎地域振興特別措置法に基づき策定された本市振興計画（前・後期昭和 55 年度～平成元年度）の 10 年間の事業費総額は、142 億 9,260 万 9 千円であった。これは緊急措置法に基づき策定された振興計画（45～54 年度）事業費の約 2.2 倍にあたる。これを区分ごとに見てみると、交通通信体系の整備事業費は 40 億 1,806 万 5 千円、全事業費の 28.1 パーセントを占めており、主な事業としては、市道の新設・改良・舗装 15,034 メートル、農道新設改良 19,931 メートル、林道新設 3,090 メートル、橋りょう架け替え 2 基及び港湾改修等がある。

教育文化施設の整備事業費は 27 億 6,479 万 6 千円、全体比 19.3 パーセントを占め、主な事業としては、危険校舎改築 7 校、屋内運動場の整備 1 校、地区公民館 1 ヶ所、教職員住宅 3 戸、集落環境整備事業に伴う集会施設 2 ヶ所及び中央運動公園整備事業、同体育館建設等がある。

生活環境施設等厚生施設の整備事業費は 13 億 3,096 万 4 千円、全体比 9.3 パーセントを占め、主な事業としては、水道施設の整備、ごみ処理場の新設、消防施設の整備及び公営住宅建設（4 棟 64 戸）等がある。

医療の確保事業費は 22 億 7,028 万 3 千円、全体比 15.9 パーセントを占め、主な事業としては、垂水市立医療センター建設及び救急医療施設運営費の補助金である。

産業の振興事業費は 39 億 850 万 1 千円、全体比 27.4 パーセントを占め、主な事業としては、基盤整備、漁港施設整備、防災営農対策事業、松くい虫防除事業、水産業経営施設整備、高知県民自然レクリエーション村整備事業がある。

これら事業費に充当された過疎債は 15 億 9,740 万円にのぼり、市道の改良事業を主に高知県民自然レクリエーション村整備事業及び牛根地区公民館の建設費に充てられた。

(ウ) 過疎地域活性化特別措置法（平成 2 年）による振興計画

（前・後期 平成 2 年度～平成 11 年度）の基本方針

- a 海域資源活用計画
- b 沿岸ゾーン活用計画
- c 緑地保全・育成計画
- d 都市基盤整備計画
- e 産業活性化計画
- f コミュニティ活性化計画
- g 文化のまちづくり計画

h 温泉リゾートタウン計画

◇ 平成2年度～11年度の事業実績

(単位：千円)

区 分	事 業 名	事 業 費	事 業 実 績	
			前期計画 (2～6)	後期計画 (7～11)
1 産業の振興	基盤整備	2,227,052	921,791	1,305,261
	漁港施設	1,862,114	1,014,950	847,164
	経営近代化施設	2,872,687	1,247,898	1,624,789
	企業誘致	2,348	2,348	—
	商業	44,280	13,695	30,585
	観光又はレクリエーション	245,450	187,138	58,312
	その他	2,942,795	1,492,094	1,450,701
小 計	10,196,726	4,879,914	5,316,812	
2 交通通信体型の整備	市町村道	4,978,708	2,685,438	2,293,270
	農道	501,405	205,348	296,057
	林道	106,410	10,000	96,410
	電気通信施設	352,527	133,674	218,853
	小 計	5,939,050	3,034,460	2,904,590
3 生活環境の整備	水道施設	1,529,787	812,715	717,072
	下水処理施設	340,660	55,528	285,132
	廃棄物処理施設	1,553,391	—	1,553,391
	消防施設	171,590	71,232	100,358
	公営住宅	188,525	155,725	32,800
	その他	121,818	55,337	66,481
	小 計	3,905,771	1,150,537	2,755,234
4 高齢者の福祉その他 福祉の増進	高齢者福祉施設	539,658	—	539,658
5 医療の確保	その他	1,725,664	214,350	1,511,314
6 教育文化の振興	学校関連施設	918,310	588,562	329,748
	校舎・屋内運動場	126,540	—	126,540
	集会、体育施設	2,431,425	2,386,422	45,003
	小 計	3,476,275	2,974,984	501,291
7 集落の整備	漁港集落環境整備	225,000	—	225,000
8 その他地域の活性化 に関し必要な 事項	イベントの支援	24,610	—	24,610
	定住の促進	566,371	—	566,371
	小 計	590,981	—	590,981
総 計		26,599,125	12,254,245	14,344,880
う ち 過 疎 債		2,647,400	1,226,600	1,420,800

(平成2年度～11年度の事業内容)

平成2年施行の過疎地域活性化特別措置法に基づき策定された活性化計画(計画期間:平成2年度～11年度)10年間の事業費総額は、265億9,912万5千円であった。これは、過疎地域振興特別措置法(昭和55年)に基づき策定された振興計画(昭和55年度～平成元年度)10年間の事業費の約2倍に匹敵する。

活性化施策区分ごとにみると、「産業の振興」が101億9,672万6千円、全事業費の38.3パーセントを占めており、主な事業としては、垂水港等の港湾整備、海潟漁港、垂水南漁港等の漁港施設整備、養殖餌料保管施設及び水産物荷捌き施設整備、高峠公園整備、農地基盤整備、防災営農対策事業が挙げられる。

「交通通信体系の整備」の事業費は、59億3,905万円、全体の22.3パーセントを占め、主な事業としては、市道の新設・改良17,143メートル、農道の新設・改良16,797メートル、林道舗装3,761メートル、地域情報交流拠点施設整備がある。

「生活環境の整備」の事業費は、39億577万1千円、全体の14.7パーセントを占め、主な事業としては、水道施設の整備、下水処理施設として合併処理浄化槽の整備、し尿処理場建設、消防施設の整備、公営住宅の整備(6棟10戸)等がある。

「高齢者の福祉、その他の福祉の増進」の事業費は、5億3,965万8千円、全体の2.0パーセントを占め、主な事業として、在宅介護支援センター建設、訪問給食サービス事業やホームヘルプサービス事業、デイサービス事業運営費の補助等がある。

「医療の確保」の事業費は、17億2,566万4千円、全体の6.5パーセントを占め、主な事業として、老人保健施設建設、垂水市立医療センターの職員住宅建設、救急医療施設運営費の補助等がある。

「教育文化の振興」の事業費は、34億7,627万5千円、全体の13.1パーセントを占め、主な事業としては、文化会館建設、市立図書館建設、松ヶ崎地区公民館建設、中央運動公園テニスコートの照明施設整備等がある。また、柗原小学校と大野中学校体育館建設、教育用パソコンの整備、垂水中学校大規模改造及び小・中学校空調施設整備等学校教育関連施設の整備も進んだ。

「集落の整備」の事業費は、2億2,500万円、全体の0.9パーセントに過ぎないが、一体的な集落の基盤整備である漁港集落環境整備事業に着手した。

「その他地域の活性化に関し必要な事項」の事業費は、5億9,098万1千円、全体の2.2パーセントを占め、主な事業としては、定住奨励金や住宅建築助成金等の定住促進対策事業である。

これら事業費に充当された過疎債は、26億4,740万円にのぼり、主に市道、電気通信施設整備、港湾・漁港整備及び高峠公園整備、集会施設建設に充てられた。

(エ) 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年）による振興計画
（前・後期 平成 12 年度～平成 21 年度）の基本方針

a 市民生活

(a) 生活環境

- ・安全の確保
- ・生活道路の改善
- ・環境の美化
- ・良好な住宅や宅地の供給

(b) 健康・福祉

- ・健康の保持、増進
- ・ゆとりある子育ての支援
- ・高齢者施策の推進
- ・障害者の自立支援

(c) 教育

- ・学校教育の充実
- ・社会教育の推進
- ・文化活動の推進
- ・スポーツ・レクリエーション活動の推進

b 産業活動

(a) 農林水産業

- ・農林業の新たな展開
- ・水産業の新たな展開

(b) 商工業と観光

- ・商工業の振興
- ・魅力ある観光地づくり
- ・新たな産業の育成

c 社会基盤

(a) 社会基盤の整備

- ・市街地の計画的な整備
- ・骨格交通網の形成
- ・集落環境の整備
- ・上・下水道等の整備
- ・地域情報化の推進
- ・秩序ある土地の利用

◇ 平成 12 年度～21 年度の事業実績

(単位：千円)

区 分	事 業 名	事 業 費	事 業 実 績	
			前期計画 (12～16)	後期計画 (17～21)
1 産業の振興	基盤整備	1,655,428	1,343,037	312,391
	漁港施設	1,589,046	1,042,382	546,664
	経営近代化施設	1,858,819	1,024,066	834,753
	地場産業の振興	290,480	290,480	-
	起業の促進	2,603	2,603	-
	商業	34,809	11,420	23,389
	観光又はレクリエーション	713,111	29,456	683,655
	その他	517,660	383,128	134,532
	小 計	6,661,956	4,126,572	2,535,384
2 交通通信体系の整備	市町村道	2,176,831	1,761,545	415,286
	農道	602,489	557,740	44,749

区 分	事 業 名	事 業 費	事 業 実 績	
			前期計画 (12～16)	後期計画 (17～21)
	林道	116,796	116,796	-
	電気通信施設	212,607	212,607	-
	地域間交流の促進	834,787	824,357	10,430
	小 計	3,943,510	3,473,045	470,465
3 生活環境の整備	水道施設	1,436,883	232,530	1,204,353
	下水処理施設	1,939,493	1,385,098	554,395
	廃棄物処理施設	402,501	103,439	299,062
	消防施設	392,400	262,199	130,201
	その他	370,975	370,975	-
	小 計	4,542,252	2,354,241	2,188,011
4 高齢者の福祉、その他の福祉の増進	高齢者福祉施設	8,637,139	8,513,459	123,680
5 医療の確保	小 計	49,262	24,808	24,454
6 教育文化の振興	学校教育関連施設	441,350	366,742	74,608
7 地域文化の振興	小 計	86,719	60,873	25,846
8 集落の整備	小 計	66,650	66,650	-
9 その他地域の活性化に関し必要な事項	小 計	98,845	98,845	-
総 計		24,527,683	19,085,235	5,442,448
う ち 過 疎 債		2,037,600	1,497,900	539,700

(平成12年度～21年度の事業内容)

平成12年施行の過疎地域自立促進特別措置法に基づき策定された自立促進計画(計画期間:平成12年度～21年度)10年間の事業費総額は、245億2,768万3千円であった。これは、過疎地域活性化特別措置法(平成2年)に基づき策定された振興計画(平成2年度～平成11年度)10年間の事業費の約92.2パーセントに相当する。

活性化施策区分ごとにみると、「産業の振興」事業費が66億6,195万6千円、全事業費の27.2パーセントを占めており、主な事業としては、垂水港等の港湾整備、海潟漁港、牛根麓漁港、垂水南漁港等の漁港施設整備、養殖飼料保管施設及び水産物荷捌き施設整備、高峠公園整備、道の駅たるみず増設整備事業、農地基盤整備、防災営農対策事業、堆肥センター建設事業がある。

「交通通信体系の整備」の事業費は、39億4,351万円、全体の16.1パーセントを占め、主な事業としては、市道の新設・改良23,483メートル、農道の新設・改良20,547メートル、林道舗装3,761メートル、道の駅たるみずの管理運営等がある。また、地域イントラネット基盤整備事業の

導入により「情報過疎」の解消、地域情報化の進展に努めた。

「生活環境の整備」の事業費は、45億4,225万2千円、全体の18.5パーセントを占め、主な事業としては、浄水施設整備、集落水道整備事業、下水処理施設として合併処理浄化槽の整備、し尿処理場建設、消防施設の整備等がある。

「高齢者の福祉、その他の福祉の増進」の事業費は、86億3,713万9千円、全体の35.2パーセントを占め、主な事業としては、かねてより要望のあった多目的屋内ホールの建設事業、介護保険事業、在宅介護支援センター建設、訪問給食サービス事業やホームヘルプサービス事業、デイサービス事業運営費の補助等がある。

「医療の確保」の事業費は、4,926万2千円、全体の0.2パーセントを占め、主な事業としては、救急医療施設運営費の補助等がある。

「教育文化の振興」の事業費は、4億4,135万円、全体の1.8パーセントを占め、主な事業としては、統廃合に伴う給食センター建設事業、小学校耐震補強事業、垂水中央中学校施設整備事業がある。

「地域文化の振興」の事業費は、8,671万9千円、全体の0.3パーセントを占める。

「集落の整備」の事業費は、6,665万円、全体の0.3パーセントを占める。

「その他地域の活性化に関し必要な事項」の事業費は、9,884万5千円、全体の0.4パーセントを占め、主な事業としては、定住奨励金や住宅建築助成金等の定住促進対策事業である。

これら事業費に充当された過疎債は、20億3,760万円、主に市道、電気通信施設整備、教育文化の振興、港湾・漁港整備に充当された。

(オ) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年）による振興計画

（平成22年度～平成27年度）の基本方針

a 地域づくり、人づくり、教育

(a) 地域の自立

- ・市民の多様な交流と連携の促進
- ・地域を支える人材の育成
- ・共生・協働による地域づくりの推進

(b) 学習の場

- ・子育て支援体制の充実
- ・学びあう社会の構築
- ・地域文化の促進・保護・活用
- ・学校教育の充実

b 安心安全、保健・福祉、暮らし

(a) 生きがい・健康

- ・地域保健の充実
- ・高齢者保健福祉の推進
- ・障害者保健福祉の推進
- ・医療体制の充実

(b) 市民生活

- ・地域防災対策の推進
- ・安心安全な地域社会の構築

・快適な都市基盤の整備

c 環境、経済

(a) 循環型社会

・循環型社会の構築 ・環境の保全 ・地域資源の活用

(b) 産業活性化

・魅力ある農林業の振興 ・魅力ある水産業の振興
 ・活気ある商工業の振興 ・魅力ある観光の振興 ・働く環境の充実

◇ 平成22年度～27年度の事業実績

(単位：千円)

区 分	事業名	事業費	事業実績 (22～26)	事業実績 (27)
1 産業の振興	基盤整備	771,221	656,025	115,196
	漁港施設	481,750	430,047	51,703
	経営近代化施設	1,177,893	1,156,462	21,431
	商業	36,886	27,986	8,900
	観光又はレクリエーション	224,965	216,765	8,200
	過疎地域自立促進特別事業	152,725	109,857	42,868
	その他	29,229	26,829	2,400
	小 計	2,874,669	2,623,971	250,698
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の整備	市町村道	966,188	773,558	192,630
	電気通信施設等情報化のための施設	255,005	220,661	34,344
	過疎地域自立促進特別事業	281,359	229,481	51,878
	小 計	1,502,552	1,223,700	278,852
3 生活環境の整備	水道施設	377,095	330,617	46,478
	下水処理施設	231,638	191,915	39,723
	廃棄物処理施設	1,518,209	1,254,498	263,711
	火葬場	13,999	-	13,999
	消防施設	824,907	749,627	75,280
	公営住宅	30,466	10,000	20,466
	過疎地域自立促進特別事業	372,594	299,454	73,140
	その他	644,063	524,434	119,629
	小 計	4,012,971	3,360,545	652,426
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	過疎地域自立促進特別事業	143,242	118,133	25,109
	その他	808,014	671,623	136,391
	小 計	951,256	789,756	161,500
5 医療の確保	診療施設	884,521	714,810	169,711
	過疎地域自立促進特別事業	26,854	22,666	4,188

区 分	事 業 名	事 業 費	事業実績 (22～26)	事業実績 (27)
	小 計	911,375	737,476	173,899
6 教育の振興	学校教育関連施設	2,735,840	2,312,068	423,772
	過疎地域自立促進特別事業	21,499	13,597	7,902
	その他	12,420	-	12,420
	小 計	2,769,759	2,325,665	444,094
7 地域文化の振興等	地域文化振興施設等	44,930	44,930	-
	過疎地域自立促進特別事業	6,600	5,800	800
	小 計	51,530	50,730	800
8 集落の整備	過疎地域自立促進特別事業	974	748	226
	小 計	974	748	226
9 その他地域の活性化に関し必要な事項	小 計	-	-	-
総 計		13,075,086	11,112,591	1,962,495
うち過疎債		1,696,600	1,467,400	229,200

(平成22年度～27年度の事業内容)

平成12年施行の過疎地域自立促進特別措置法に基づき策定された自立促進計画(計画期間:平成22年度～27年度)6年間の事業費総額は、130億7,508万6千円であった。これは、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年)に基づき策定された振興計画(平成12年度～平成21年度)10年間の事業費の約53.3パーセントに相当する。

活性化施策区分ごとにみると、「産業の振興」事業費が、28億7,466万9千円、全事業費の22.0パーセントを占めており、主な事業としては、垂水港等の港湾整備、海潟漁港、牛根麓漁港等の漁港施設整備、種子島周辺漁業整備事業、高峠公園整備、道の駅たるみず温泉改修事業、防災営農対策事業、農村災害対策整備事業、中山間地域総合整備事業、堆肥センターがある。

「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の整備」の事業費は、15億255万2千円、全体の11.5パーセントを占め、主な事業としては、市道の新設・改良1,900メートル、農道の新設・改良4,793.1メートル、林道舗装3,808.0メートルがあり、橋梁長寿命化事業についても実施し、補修工事を実施している。公共交通体制の整備として、廃止路線代替バス運行補助金、事前予約型乗合タクシー運行負担金の補助がある。

「生活環境の整備」の事業費は、40億1,297万1千円、全体の30.7パーセントを占め、主な事業としては、浄水施設整備、集落水道整備事業、下水処理施設として合併処理浄化槽の整備、環境センター維持管理、消防施設の整備等がある。

「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」の事業費は、9億5,125

万6千円、全体の7.3パーセントを占め、主な事業としては、訪問給食サービス事業や老人介護手当支給事業、老人保護措置事業がある。

「医療の確保」の事業費は、9億1,137万5千円、全体の6.9パーセントを占め、主な事業としては、救急医療施設運営費の補助等がある。

「教育の振興」の事業費は、27億6,975万9千円、全体の21.2パーセントを占め、主な事業としては、垂水中央中学校大規模改造事業及び施設整備事業、小学校耐震補強事業及び空調設備設置事業があり、小中学校施設の環境整備に努めた。

「地域文化の振興等」の事業費は、5,153万円、全体の0.4パーセントを占め、主な事業としては、文化会館整備事業、瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクールがある。

「集落の整備」の事業費は、97万4千円、全体の0.01パーセントを占め、事業としては、地域振興計画策定事業がある。

これら事業費に充当された過疎債は、16億9,660万円、主に教育文化の振興、生活環境の整備、高齢者の福祉、市道等の整備に充当された。

(カ) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年施行）による振興計画
（平成28年度～令和2年度）の基本方針

a 地域づくり、人づくり、教育

(a) 地域の自立

- ・市民の多様な交流と連携の促進
- ・地域を支える人材の育成
- ・共生・協働による地域づくりの推進

(b) 学習の場

- ・子育て支援体制の充実
- ・学びあう社会の構築
- ・地域文化の促進・保護・活用
- ・学校教育の充実

b 安心安全、保健・福祉、暮らし

(a) 生きがい・健康

- ・地域保健の充実
- ・高齢者保健福祉の推進
- ・障害者保健福祉の推進
- ・医療体制の充実

(b) 市民生活

- ・地域防災対策の推進
- ・安心安全な地域社会の構築
- ・快適な都市基盤の整備

c 環境、経済

(a) 循環型社会

- ・循環型社会の構築
- ・環境の保全
- ・地域資源の活用

(b) 産業活性化

- ・魅力ある農林業の振興
- ・魅力ある水産業の振興
- ・活気ある商工業の振興
- ・魅力ある観光の振興
- ・働く環境の充実

◇ 平成 28 年度～令和 2 年度の事業実績

(単位：千円)

区 分	事 業 名	事 業 費
1 産業の振興	基盤整備	412,675
	漁港施設	373,657
	経営近代化施設	1,782,447
	商業	23,691
	観光又はレクリエーション	299,647
	過疎地域自立促進特別事業	257,663
	その他	13,012
	小 計	3,162,792
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の整備	市町村道	1,073,133
	電気通信施設等情報化のための施設	-
	過疎地域自立促進特別事業	254,802
	小 計	1,327,935
3 生活環境の整備	水道施設	305,233
	下水処理施設	204,820
	廃棄物処理施設	1,409,583
	火葬場	77,196
	消防施設	320,886
	公営住宅	673,955
	過疎地域自立促進特別事業	443,409
	その他	463,034
	小 計	3,898,116
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	過疎地域自立促進特別事業	232,053
	その他	829,619
	小 計	1,061,672
5 医療の確保	診療施設	1,045,404
	過疎地域自立促進特別事業	21,028
	小 計	1,066,432
6 教育の振興	学校教育関連施設	263,167
	過疎地域自立促進特別事業	125,317
	その他	1,470,237
	小 計	1,858,721
7 地域文化の振興等	過疎地域自立促進特別事業	13,991
	小 計	13,991
8 集落の整備	その他	278
	小 計	278
9 その他地域の活性化に関し必要な事項	小 計	-

区 分	事 業 名	事 業 費
総 計		12,389,937
う ち 過 疎 債		2,695,000

(平成 28 年度～令和 2 年度の事業内容)

平成 12 年過疎地域自立促進特別措置法に基づき策定された自立促進計画(計画期間:平成 28 年度～令和 2 年度)5 年間の事業費総額は、123 億 8,993 万 7 千円であった。これは、過疎地域活性化特別措置法(平成 12 年)に基づき策定された振興計画(平成 22 年度～平成 27 年度)6 年間の事業費の約 94.8 パーセントに相当する。

活性化施策区分ごとにみると、「産業の振興」事業費が、31 億 6,279 万 2 千円、全事業費の 25.5 パーセントを占めており、主な事業としては、垂水港等の港湾整備、海潟漁港、牛根麓漁港等の漁港施設整備、種子島周辺漁業整備事業、高峠公園整備、南の拠点整備事業(道の駅たるみずはまびら)、プレミアム商品券発行事業、防災営農対策事業、農村災害対策整備事業、中山間地域総合整備事業、堆肥センターがある。

「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の整備」の事業費は、13 億 2,793 万 5 千円、全体の 10.7 パーセントを占め、主な事業としては、市道の新設・改良 1,472.7 メートル、農道の新設・改良 2,469.8 メートルがあり、林道の舗装 114.0 メートルや橋梁長寿命化事業についても実施し、補修工事を実施している。公共交通体制の整備として、廃止路線代替バス運行補助金、事前予約型乗合タクシー運行負担金の補助がある。

「生活環境の整備」の事業費は、38 億 9,811 万 6 千円、全体の 31.5 パーセントを占め、主な事業としては、浄水施設整備、集落水道整備事業、下水処理施設として合併処理浄化槽の整備、環境センター維持管理、消防施設の整備、公営住宅建替え等がある。

「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」の事業費は、10 億 6,167 万 2 千円、全体の 8.6 パーセントを占め、主な事業としては、訪問給食サービス事業や老人介護手当支給事業、老人保護措置事業がある。

「医療の確保」の事業費は、10 億 6,643 万 2 千円、全体の 8.6 パーセントを占め、主な事業としては、救急医療施設運営費の補助等がある。

「教育の振興」の事業費は、18 億 5,872 万 1 千円、全体の 15.0 パーセントを占め、主な事業としては、水之上児童クラブ新築、小学校消防設備改修等があり、小中学校施設の環境整備に努め、また、垂水中央運動公園都市公園事業がある。

「地域文化の振興等」の事業費は、1,399 万 1 千円、全体の 0.1 パーセントを占め、主な事業として、垂水島津墓地発掘調査、瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクールがある。

「集落の整備」の事業費は、27 万 8 千円、事業としては、地域振興計画策定事業がある。

これら事業費に充当された過疎債は、26億9,500万円になり、主に教育文化の振興、生活環境の整備、高齢者の福祉、市道等の整備に充当された。

ウ 現在の課題と今後の見通し

本市の人口減少傾向は、依然として生産年齢人口で著しく、地域社会の維持が困難な地域も出現している。その対策として生活道路などの基盤的な整備はもとより、交通や生活環境など集落機能の維持、地域振興、集落再編の支援等が必要である。

また、高齢化率は令和7年9月末現在で46.88パーセントと非常に高く、健康、福祉、社会生活等多岐にわたる課題が生じている。

産業においては、農林水産業では、就業者の減少・高齢化、販売価格の低迷や飼料代の高騰など様々な課題を抱えている。環境に配慮した、魅力ある農林水産業の確立と関係機関が一体となった支援体制が求められている。また、地場産業については、雇用や所得の面で地域の経済を支える重要な役割を担っている。

交通の面においては、これまでの過疎対策の推進により着実に改善されているが、地域の振興を図る上で必要不可欠であることから、引き続き、安全で信頼性の高い道路整備等を進める必要がある。地域住民の生活に必要なバス路線は、引き続き、国・県・関係市町と協力して運行の維持・確保を図っていく必要がある。中山間地域等の交通空白地域においては、乗合タクシーなど住民の日常的な移動のための生活交通の維持・確保が課題となっている。

環境の面においては、ゴミの減量化、資源化、リサイクルの更なる推進及び不法投棄への対策、河川や海の環境保全、脱炭素社会の実現が重要な課題となっている。

教育の面においては、小中学校の児童生徒数は、年々減少してきており、平成22年4月には充実した教育のため、市内4中学校を1校に統合した。市内小学校の小規模化は更に進み、集団活動の実施が困難になる等の諸課題への対応など引き続き特別な配慮が必要となっている。

(3) 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、社会経済的発展の方向の概要

本市は、県都鹿児島市と大隅半島を結ぶ、海上、陸上交通の要衝の地にある。こうした地理的優位性を生かし、市民の通勤・通学及び日常生活の利便性向上のため鹿児島都市圏との交通アクセスの高速化、利便性の向上を促進するとともに、国道・県道など幹線道路の整備を促進していく。

基幹産業である農林水産業のうち農業では、農家人口の減少・農業事業者の高齢化、後継者不足により農村の活力が低下しつつあるなか、農畜産物の6次産業化支援、環境と調和した農業の推進など、特色ある農業の展開を図るとともに、担い手育成、耕作放棄地の解消等による農地の有効活用などを進める。

水産業においては、水産資源の維持・増大を図るとともに、漁業生産の基盤となる漁港・魚場環境の整備を進める。また、地産地消の推進や高付加価値化

による新たな販売ルートの確保など、経営安定と後継者の育成に努める。

また、海、山、温泉、歴史的財産などの地域資源と豊富な農水産物を有機的に結合し活用した、レジャー・余暇機能を持った「道の駅たるみず 湯っ足り館」や、豊潤な自然が残る「猿ヶ城溪谷 森の駅たるみず」の宿泊体験施設、本市で2か所目の道の駅となる「道の駅たるみずはまびら たるたるばあく」の3つの拠点を中心に、高峠、宮脇公園等の錦江湾沿岸の優れた景観を活用して、交流人口の増加による地域の活性化を積極的に推進する。

子供から高齢者までライフステージに応じたスポーツ活動を推進し、スポーツ合宿等を通じた交流人口の増加を推進するため、施設整備を計画的に行っていく。

また、高齢者が、積極的に社会参加し、地域共生社会の実現を図るため、地域生活課題の解決に資する市町村の包括的な支援体制の深化、ボランティア活動等の市民組織の育成や高齢者元気度アップ・ポイント事業等を促進するとともに、シルバー人材センターなどを利用した就労の場を確保し、意欲や能力に応じて働くことのできる機会の場の提供に努める。

市民が元気で安心して生活できるように、地域にあった健康増進の推進として、鹿児島大学、垂水市立医療センター垂水中央病院との協働事業「たるみず元気プロジェクト・健康チェック」をより一層推進するとともに、医療体制の充実などの総合的な保健・医療対策を進め、在宅医療介護連携等の取り組みを更に進め、地域包括ケアシステムの深化に向けて地域支援事業の充実を図る。

市民の多様なニーズに本市が単独で応えていくことは、厳しい財政状況などから困難なものもあることから、今後も周辺市町と連携して役割・機能分担を明確にして、広域的な視点でのまちづくりを進める。

2 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口の推移と動向

本市の人口は、表1-1(1)に記載のとおり、昭和55年の24,179人に対して、令和2年までには10,360人減少し、13,819人と大幅に減少している。

最近5カ年の人口の推移は、表1-1(2)に記載のとおり、11.2パーセントの減少率で、依然として人口の減少が続いており、令和7年3月31日現在の住民基本台帳人口は、12,817人となっている。

年齢階層別にみると、表1-1(1)に記載のとおり、幼年人口(0歳~14歳人口)が総人口に占める割合は、39.3パーセント(昭和35年)をピークに9.3パーセント(令和2年)まで減少している。老年人口(65歳以上人口)が総人口に占める割合は増加し続けており、令和2年で43.1パーセントとなっている。

今後においても、人口減少、高齢者比率の上昇が続くものと予測される。

表 1 - 1(1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和 55 年	平成2年		平成 17 年		平成 27 年		令和2年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 24,179	人 22,264	% △7.9	人 18,928	% △15.0	人 15,520	% △18.0	人 13,819	% △11.0
0 歳～14 歳	4,782	3,960	△17.2	2,124	△46.4	1,524	△28.2	1,289	△15.4
15 歳～64 歳	15,218	13,242	△13.0	10,510	△20.6	8,015	△23.7	6,576	△18.0
うち 15 歳～ 29 歳(a)	4,325	3,040	△29.7	2,529	△16.8	1,459	△42.3	1,198	△17.9
65 歳以上(b)	4,179	5,062	21.1	6,294	24.3	5,981	△5.0	5,954	△0.5
(a)／総数 若年者比率	% 17.9	% 13.7	—	% 13.4	—	% 9.4	—	% 8.7	—
(b)／総数 高齢者比率	% 17.3	% 22.7	—	% 33.3	—	% 38.5	—	% 43.1	—

表 1 - 1(2) 人口の推移 (住民基本台帳)

区 分	平成 12 年3月 31 日		平成 17 年3月 31 日			平成 22 年3月 31 日		
	実 数 (人)	構成比 (%)	実 数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)	実 数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)
総 数	20,620	—	19,437	—	△5.7	17,811	—	△8.4
男	9,566	46.4	9,007	46.3	△5.8	8,268	46.4	△8.2
女	11,054	53.6	10,430	53.7	△5.6	9,543	53.6	△8.5

区 分	平成 27 年3月 31 日			令和2年年3月 31 日			令和7年3月 31 日		
	実 数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)	実 数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)	実 数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)
総 数	16,168	—	△9.2	14,439	—	△10.7	12,817	—	△11.2
男	7,508	46.4	△9.2	6,730	46.6	△10.4	6,058	47.3	△10.0
女	8,660	53.6	△9.3	7,709	53.4	△11.0	6,759	52.7	△12.3

(2) 産業別人口の推移と動向

就業人口は、表 1 - 1(3)に記載のとおり、人口の減少と高齢化比率の増加等に伴い、昭和 35 年 14,603 人に対して令和 2 年には 6,466 人、△55.7 パーセントと大幅に減少している。

産業別人口の動向を就業人口比率で見ると、昭和 35 年は、第 1 次産業就業者

69.9 パーセント、第2次産業就業者 9.6 パーセント、第3次産業就業者 20.5 パーセントであったものが、令和2年には第1次産業就業者 17.3 パーセント、第2次産業就業者 23.4 パーセント、第3次産業就業者 59.2 パーセントとなっており、第1次産業就業者が大幅に減少し構成比率も第3位となり、第2次産業、第3次産業へ大きく移行していることがうかがえる。

表1-1(3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和 35 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 14,603	% —	人 12,347	% △15.5	人 10,698	% △13.4	人 10,904	% 1.9
第一次産業 就業人口比率	% 69.9	% —	% 50.9	% —	% 40.7	% —	% 36.0	% —
第二次産業 就業人口比率	% 9.6	% —	% 21.4	% —	% 25.7	% —	% 26.0	% —
第三次産業 就業人口比率	% 20.5	% —	% 27.7	% —	% 33.3	% —	% 37.9	% —

区 分	昭和 60 年		平成2年		平成7年		平成 12 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 10,316	% △5.4	人 9,809	% △4.9	人 9,454	% △3.7	人 8,812	% △3.7
第一次産業 就業人口比率	% 35.1	% —	% 32.5	% —	% 25.6	% —	% 21.4	% —
第二次産業 就業人口比率	% 24.8	% —	% 23.1	% —	% 26.9	% —	% 27.8	% —
第三次産業 就業人口比率	% 40.0	% —	% 44.4	% —	% 47.5	% —	% 50.8	% —

区 分	平成 17 年		平成 22 年		平成27 年		令和2年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 8,323	% △3.7	人 7,685	% △7.7	人 7,040	% △8.4	人 6,466	% △ 8.2
第一次産業 就業人口比率	% 21.2	—	% 19.5	—	% 18.6	—	% 17.3	—
第二次産業 就業人口比率	% 23.8	—	% 22.4	—	% 23.1	—	% 23.4	—
第三次産業 就業人口比率	% 54.5	—	% 57.9	—	% 58.3	—	% 59.2	—

(3) 産業の概要と推移

本市の産業としては、就業人口（令和2年国勢調査）で分類してみると、サービス業が2,158人で全体比33.4パーセントを占め、次に製造業が1,009人で15.6パーセント、卸小売業が909人で14.1パーセント、農業が724人で11.2パーセントなどの順になっている。

第1次産業の農業は、経営規模別農家数（2020年農林業センサス）をみると、農業経営体の36.1パーセントにあたる112戸が0.5ヘクタール以下の零細農家であるが、防災営農対策事業等の充実により、零細規模の中にも効率的な経営を行っている。生産物は、施設野菜を主とした野菜及び果樹、畜産等が主なものである。

林業は、市面積のうち78.9パーセント、12,791ヘクタールを林野面積が占めているが、林野面積のうち30.8パーセント、3,944ヘクタールは国有林で、民有林等は69.2パーセント、8,847ヘクタールとなっている。林業経営は、大部分が中小規模農家を中心としており、資産保持的対象として育成された山林で、農家の副業的経営がなされている。

水産業は、養殖漁業が主流であり、令和5年の水揚量は13,303トンであり、市全体の水揚量の大部分を占めている。しかし、漁場環境の汚染に伴う魚病や赤潮の発生、また、消費者の食の嗜好変化等による水産物消費量の減少、また、さば、いわし等の餌飼料価格や燃料価格の高騰、全国的な生産量の減少、漁業就業人口の減少により養殖漁家の経営は厳しい状況が続いている。

商工業のうち商業は、地理的に鹿児島、鹿屋、霧島市等への購買力流出が多く、商店規模も小さい。このため、購買層の高齢化等に対応した、地域に密着したきめ細かなサービスの提供を促進し、経営の近代化や共同事業等による地域商業の活性化を図る必要がある。工業は、令和2年工業統計では、事業所数32か所、従業員数1,060人、製造品出荷額427億3,485万円（従業員数4人以上の事業所）となっている。

また、企業の進出は、中小規模であり、依然として大企業の誘致は難しいも

のとなっている。地域の商工業が持続的に発展していくために、経営の改善や人材の確保育成、異業種間交流等の促進に取り組みながら、商工業の第6次産業化と個人経営から法人化、NPO化などによる雇用の拡大と生産額の確保、観光産業と融合した新たな商工業の育成を図る必要がある。

観光としては、高峠つつじヶ丘公園や猿ヶ城溪谷などの自然を活かした観光資源のほか、温泉や温泉水、農業や水産業などの産業を活かした資源、歴史・文化的な観光資源と「道の駅たるみず」、「森の駅たるみず」、「道の駅たるみずはまびら」の3つの拠点融合し、集客力は増大している。余暇時間の増大や自然・文化への関心の高まり、本物志向、保養・交流・体験に関するニーズの高まりなどにより、年々観光は重要になってきている。

3つの拠点を中心に既存の観光資源の他、農林水産業や歴史・文化・教育との有機的な連携で、現在、主要事業として取り組んでいる教育旅行やスポーツ合宿などのツーリズム推進の強化へ取り組み、交流人口の増加に努める必要がある。

3 市の行財政の状況

(1) 行財政の状況

ア 行政

本市は、平成の広域的な市町村合併において、単独の市として行政運営を行うこととなったことを機に、本市の行政改革大綱に基づき事務事業の見直しやスクラップアンドビルドの実施、民間への業務委託の推進、一部の事務については共同処理など周辺市町との連携を図るなど、事務の簡素効率化に努めてきた。併せて、これらを推進していく行政組織についても、職員の資質の向上や意識の改革、組織の再編など、新たな行政需要や市民ニーズに的確に対応できる体制づくりも行ってきた。

事務の簡素化及び迅速化については、平成5年度に住民情報オンラインの稼働、平成7年度には財務会計システムの稼働、庁内ローカルエリアネットワーク（LAN）の導入を経て、平成17年8月には戸籍電算化など、情報化を推進・発展させてきており、令和5年にはDXの推進に関する具体的な取組内容を明記した「垂水市DX推進計画」を策定し、DXの推進に努めているところである。

特に組織機構の見直しについては、平成17年11月に定めた垂水市新定員適正化計画に基づく職員数を踏まえた課の統合、係の統合等を随時実施し、組織の連携強化、効率的な業務運用、機動性を備えた組織機構の構築に努めている。

イ 財政

本市財政は、自主財源に乏しく市債や地方交付税等に依存する割合が高い構造であり、また、公債費や人件費などの義務的経費の増加が財政運営の多大な負担となっており、財政状況は非常に硬直化した状態が続いていた。さらに、小泉内閣の三位一体改革による地方交付税の大幅な削減により、平成

16年度当時の本市の財政は、特段の措置を講じなければ「財政再建団体」に陥るおそれもある危機的な状況にあった。

そのような中、本市財政の破綻を回避し、本市の重要課題に適切に対応できる弾力的で足腰の強い健全な財政構造を構築するため、「財政改革プログラム」を策定し、歳入・歳出両面にわたる徹底した見直しを進めることとなった。

国は、夕張市の財政破綻などを契機に、平成19年6月制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（地方財政健全化法）で、自治体の財政悪化の度合いに応じ、①自主的な改善努力による「早期健全化」、②国などの関与による「再生」、の2段階に分けて再建を図り、財政の健全度を測る指標がそれぞれの段階の基準に達した場合、自治体に「財政健全化計画」又は「財政再生計画」の策定を義務付けている。

また、地方財政健全化法では、地方財政の健全度を測る指標として、次の4つの指標が導入されている。

- ① 実質赤字比率
- ② 連結実質赤字比率
- ③ 実質公債費比率
- ④ 将来負担比率

本市の場合、財政改革プログラムに着実に取り組んできた結果、市債残高の削減等が図られたため、いずれの指標も国の定める基準を超えていない。今後も財政健全化の努力が必要であると言える。

次に、令和2年度における歳入歳出の状況を見ると次のとおりである。

歳入総額に対し、市税は僅か9.6パーセントであり、一方で、地方交付税、国・県支出金が歳入総額に占める割合は56.6パーセントと高く、財政力の弱い脆弱な構造から抜け出せないでいる。自主財源の確保を図るため、市税においては課税の適正化を図るとともに更なる滞納処分の強化で収納率向上に向け一層努力していく必要がある。また、ふるさと応援寄附金をはじめ、その他の自主財源の確保に努める。

表1-2(1) 市財政の状況

単位:千円、%

区 分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	9,742,013	11,041,499	14,616,873
一般財源	6,232,381	6,259,941	6,071,152
国庫支出金	1,067,393	1,532,960	3,186,418
都道府県支出金	763,325	608,459	858,801
地方債	947,016	988,880	868,323
うち過疎債	337,900	229,200	327,200
その他	731,898	1,651,259	3,632,179

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳出総額 B	9,394,882	10,561,331	14,282,773
義務的経費	4,666,827	4,548,874	4,821,352
投資的経費	1,492,838	1,720,799	1,980,825
うち普通建設事業	1,379,737	1,335,453	1,457,755
その他	2,703,772	3,315,080	6,782,804
過疎対策事業費	531,445	976,578	697,792
歳入歳出差引額 C (A-B)	347,131	480,168	334,100
翌年度へ繰越すべき財源 D	9,540	85,301	62,856
実質収支 C-D	337,591	394,867	271,244
財政力指数	0.25	0.26	0.30
公債費負担比率	20.0	16.2	13.8
実質公債費比率	13.6	10.5	7.4
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	87.0	87.7	92.8
将来負担比率	93.3	15.6	26.4
地方債現在高	10,300,846	9,318,375	9,859,523

資料: 地方財政状況調

(2) 公共施設整備水準等の状況

主要公共施設等の整備状況について、過疎対策事業等の積極的な実施により、市道の整備は、昭和 55 年度末と令和 2 年度末を比較すると改良率で 49.3 パーセントから 62.0 パーセント、舗装率では 70.9 パーセントから 94.7 パーセントと伸びている。

近年における環境問題に対する意識の高まりと、合併処理浄化槽設置補助金制度により、合併浄化槽設置が増加し、水洗化率は、9.5 パーセント（昭和 55 年度末）から 80.2 パーセント（令和 2 年度末）と飛躍的に伸びている。

病院、診療所の病床数については、医療・介護保険制度改正及び医療職の人材確保の困難なこと等により減少傾向が続いている。

表 1 - 2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市町村道					
改良率 (%)	49.3	51.2	58.4	61.8	62.0

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
舗装率 (%)	70.9	90.6	94.7	94.7	94.7
農道 延長 (m)	-	-	-	112,645.0	167,059.0
耕地 1 ha 当たり 農道延長 (m)	52.6	58.8	45.4	108.3	160.6
林道 延長 (m)	-	-	-	32,336.0	34,900.0
林野 1 ha 当たり 林道延長 (m)	7.9	9.4	3.3	2.6	2.7
水道普及率 (%)	82.9	88.9	96.8	97.8	98.8
水洗化率 (%)	9.5	23.2	51.9	61.3	80.2
人口千人当たり病院、診 療所の病床数 (床)	4.2	18.1	37.4	22.5	8.6

資料：公共施設状況調（水洗化率以外）、水道統計（令和 2 の水道普及率）

4 地域の持続的発展の基本方針

(1) 現状と課題

本市は、昭和 33 年の市制施行以来、産業の振興や交通通信体系の整備、教育文化施設及び生活環境施設の整備、医療の確保と、過疎対策事業を中心に各種施策を推進してきたが、人口は減少傾向を呈している。また、全国の総人口も減少に転じている。

そこで、新たに垂水市人口ビジョンを策定し、本ビジョンを踏まえ「垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、令和 7 年 3 月に「第 6 次垂水市総合計画兼第 3 期垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。

今後、本市の特色や地域資源を生かした、しごとづくり、ひとの流れ、結婚・出産・子育てに関するまちづくりの好循環に取り組むことで、人口減少の速度をゆるやかにする、すなわち「人口減少をやわらげる」ための取組を行っていくこととするが、全国的な人口減少を鑑み、併せて人口の定着率の増加に注力した取組を推進することが重要となる。

第 6 次垂水市総合計画に定められた本市のまちづくりの目標「多様な働き方を推進する」、「人の流れをつくる」、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「魅力的な地域をつくる」を達成するため、必要な施策を見極め、各施策を体系的かつ効果的に展開し、着実に推進していくことが必要である。

本市の重要課題と多様な人材の活躍を推進し、新しい人材の活躍を推進しながら、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を実現するため、地域の持続的発展の基本方針における市の将来像及び基本目標について次のように定める。

(2) 市の将来像及び基本目標

これからの垂水市が目指していくまちの姿を、まちの将来像として掲げる。

ア 将来像

「豊かな食と自然を未来へつなぎ みんなでつくる
笑顔あふれるまち 垂水市」

イ 基本目標

(ア) 多様な働き方を推進する

本市においては、依然として20歳前後の年齢階層の転出超過が顕著となっている。これは、若年層にとって本市に魅力的な仕事が多くなく、希望する仕事を求めて市外に流出していることも大きな原因と考えられる。今後は、若年層が夢を持ち、魅力ある誇れる仕事づくりや雇用環境の整備を図っていくことが重要であり、多様な働き方を推進することが必要である。

(イ) 人の流れをつくる

人口減少・少子高齢化が深刻化する中で、地域活性化を図るためには、交流人口に代表される大きな人の流れを作ることに加え、市外からの移住・定住を推進するとともに、本市から流出しようとする人の流れをやわらげることが求められている。

(ウ) 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

我が国の出生数の減少は予想を上回るペースで進んでおり、令和4年の出生数は過去最少を更新し、婚姻件数も同年に戦後最小水準となる等、年々深刻さを増している。少子化の進行は、未婚化・晩婚化や、出産年齢の上昇等に起因する有配偶出生率の低下が主な原因と考えられているが、この背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、男女の仕事と子育ての両立の難しさなど、個々人の結婚・出産・子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っていると考えられる。

(エ) 魅力的な地域をつくる

我が国の出生数の減少は予想を上回るペースで進んでおり、人口構造の変化による地域活力の低下が懸念されている。このような状況においては、様々な分野において、地域の個性を生かしつつ、効率的な魅力ある地域づくりを実現することが重要である。

5 地域の持続的発展のための基本目標

(1) 人口に関する目標

令和 2年 ① 人口 13,819 人

令和 42年 ② 7,000 人程度の人口規模が維持されることを目指す

参考：「第6次垂水市総合計画兼
第3期垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略」

(2) 地域の持続的発展のための目標・成果指標

参考：「第6次垂水市総合計画兼
第3期垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略」

基本目標（ア）多様な働き方を推進する

- ・農作物6次産業化事業件数 累計5件（年1件×5年間）
- ・認定新規就農者数 累計10人（年2人×5年間）
- ・創業、企業誘致相談件数 累計15件（年3回×5年間）

基本目標（イ）人の流れをつくる

- ・垂水市地域若者「就地」拡大プロジェクトによる雇用創出数
累計5人（年1人×5年間）
- ・道の駅等施設来館者数 累計625万人（年125万人×5年間）
- ・スポーツ合宿受入団体 累計150団体（年30団体×5年間）

基本目標（ウ）結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ・結婚新生活支援事業対象世帯数 累計30世帯（年6世帯×5年間）
- ・テレワーカー登録者数 5年間で累計15名
- ・食育イベントの開催 累計20回（年4回×5年間）

基本目標（エ）魅力的な地域をつくる

- ・包括連携協定関連の取組数 累計30事業（年6事業×5年間）
- ・地域振興計画にもとづく年間実施事業数
累計40事業（年8事業×5年間）
- ・交通体系の維持確保数 3系統の維持
（廃止代替路線バス、地域間幹線系統バス、乗合タクシー）

(3) 9つの地域振興計画に基づくまちづくりの目標

9つの地域コミュニティにおいて、活力ある地域主体のまちづくりに向けて、各地域で定めた地域振興計画に基づくまちづくりの実現に向けた支援を行います。

6 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況については、外部有識者及び市民が参画する「垂水市総合開発審議会」における総合戦略の効果検証及び評価をもって、本計画の達成状況の評価とする。

7 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

8 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備、維持管理等について、垂水市公共施設等総合管理計画の方針と整合を図りながら、必要な事業を適正に実施する。

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1 現況と問題点

(1) 移住・定住の促進

本市の人口は、昭和30年3町村合併当時の38,856人をピークに減少の一途を辿り、令和2年国勢調査においても13,819人となっており、人口減少が課題となっている。

現在、人口減少対策として、空き家バンクの利用促進、移住者や子育て世帯に対して住宅の新築や購入にかかる費用の助成、移住者や若年新婚世帯に対して家賃等を助成し、移住・定住事業の促進に努めている。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響等により、生活様式や働き方が変化したことから、地方への移住ニーズが高まっているため、更なる移住定住の推進に向けた取組が必要となっている。

(2) 地域間交流の促進

本市は古くから大隅半島の玄関として発展してきたが、少子高齢化の進行により人口は減少し続けている。

市としては、交流人口の拡大を目指して、平成17年に「道の駅たるみず」を、平成22年に「猿ヶ城溪谷森の駅たるみず」を、平成30年に「道の駅たるみずはまびら」を開設し、これらを「3つの拠点」として位置付け、地域資源を生かした観光メニューと絡めながら、地域間交流の促進を図っている。

(3) 担い手となる人材育成

本市では、少子高齢化の進行による人口減少等により、地域の産業を支える担い手の不足の課題が生じている。本市が今後も持続的に発展していくためには、次代を担う人材の確保・育成が特に重要であることから、様々な分野において人材及び団体の育成が必要である。

2 その対策

(1) 移住・定住の促進

移住・定住対策として、空き家バンク登録、空き家有効活用推進事業、空き家リフォーム促進事業、住宅取得費等助成事業、子育て世帯住宅取得費助成事業、民間賃貸住宅家賃助成事業、結婚新生活支援事業、移住就業・起業支援事業を実施し、移住定住の促進を図る。

また、首都圏等での移住相談会への参加、ホームページや広報誌等を活用した効果的な情報発信により移住・定住の促進を図る。

(2) 地域間交流の促進

市としては、人口減少（過疎化）による地域経済の縮小を解決する手段として、3つの拠点を中心にした観光の振興を基点に地域間交流を促進し交流人口

の創出・拡大に取り組む。

本市の豊かな自然環境や美しい景観、貴重な歴史や文化遺産、人情味あふれる地域社会などの地域資源を生かしながら、都市部からの体験型観光や教育旅行、ワーケーションによる交流を推進するとともに、インバウンドやスポーツ合宿等の誘致にも注力する。

(3) 担い手となる人材育成

地域の人材育成については、市内9つの地区で策定している地域振興計画に基づく共生・協働の地域づくりを通じて、地域の特色を活かしたまちづくりの担い手となる人材を確保及び育成する。

また、農林業、水産業、教育をはじめとする様々な分野の人材育成については、それぞれの分野における制度等により、担い手となる人材を確保及び育成する。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定 住・地域間 交流の促 進、人材育 成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	空き家リフォーム促進事業	市	
		住宅取得費等助成事業	市	
		子育て世帯住宅取得費助成事業	市	
		空き家有効活用推進事業	市	
		民間賃貸住宅家賃助成事業	市	
	結婚新生活支援事業	市		

4 公共施設等総合管理計画との整合

垂水市公共施設等総合管理計画との整合を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

第3章 産業の振興

1 現況と問題点

(1) 農林業

本市の農家人口（2020年農林業センサス）は、701人であり、総人口に対する農家人口比率は5.0パーセントとなっている。しかし、近年の経済状況、社会構造等の著しい変化によって、産業別の就業動向は、第2次及び第3次産業への比率が年々高まってきている。

一方、農家戸数599戸（2020年農業センサス）のうち販売農家285戸（47.6パーセント）となっており、現在も兼業化が著しく進行している。また、農家のなかには、60歳以上の高齢者のみが営農しているケースが、かなりの比率を占めており、高齢化や担い手不足等により、農業生産条件が不利な傾斜地等の農地においては、荒廃農地が増加し農地の持つ多面的機能の低下が懸念される。

経営規模別農家数（2020年農林業センサス）をみると、農業経営体の36.1パーセントにあたる112戸が、0.5ヘクタール以下の零細農家であり、2ヘクタール以上の農家は37戸と増加傾向にあるが、それでも全体の11.9パーセントにすぎない。

本市の耕地面積は1,032ヘクタールでほとんどが火山灰土壌であり、耕地は畑地が主で、水田・樹園地・牧草地となっている。また、農業生産額は畜産・野菜・果樹の順となっている。

また、畑のほとんどは台地上にあり、傾斜も強く、火山灰土壌で土地条件に恵まれていない。特に上野台地、柘原、新城宮脇、本城を除くと耕地整備が遅れており、生産効率の低下をきたしている。水田については近年、基盤整備が進み、生産性の向上が図られつつある。しかしながら、これらの土地改良施設には老朽化が進行しているものも多く、機能の低下が懸念される。また、桜島降灰による激甚地域であり、降灰や火山ガスによる農作物への被害が甚大であるため作柄の変動が大きい。このことから、これまで以上に予防的措置を含めた防災営農対策の積極的推進を図り、安定的な生産体制の確立に努める必要がある。

また、有害鳥獣による農作物の被害については、イノシシ、サル、アナグマ等の被害に加え、ヒヨドリ、カラス等による被害も多発している。

ア 野菜

野菜については、温暖な気候を活かし、主にさやいんげん・さやえんどう、たまねぎが栽培されており、生産の拡大とともに生産安定が図られてきたが、近年は、生産・流通コストの上昇等により、農家の経営が逼迫しており、生産者の高齢化や後継者不足が問題となっている。また桜島の降灰等による被害が依然として続いており、生産農家にとっては厳しい現況にある。

イ 果樹

果樹については、適地適作を基本としたビワや柑橘類の栽培が盛んである。特にビワについては低木仕立、大玉生産、品質向上に努めているが、高齢化や鳥獣被害により生産者の減少が続いている。

果樹農家全体としても、近年は、生産・流通コストの上昇等により、農家の経営が逼迫しており、生産者の高齢化や後継者不足が問題となっている。

また、桜島の降灰等による被害が依然として続いており、生産農家にとっては厳しい現況にある。

ウ 花き

花きについては、施設による専業経営が行われており、市場を中心に出荷、販売が行われている。品質が良く値頃感のある花きが求められているが、近年、切り花における業務用の需要が低迷しており、家庭用の消費も減少傾向にあり、また、生産・流通コストの上昇等により、農家の経営が逼迫し、生産農家にとっては厳しい現況にある。

エ 畜産

畜産については、本市の基幹産業であり、農業生産の中核を担っている。

肉用牛については、飼養頭数は増加したが、高齢化や飼料価格等の経費高騰により、農家戸数が減少しており、飼料価格の高止まりや子牛相場の下落により、経営を持続していく上で深刻な問題となっている。

また、牛の枝肉相場は、物価高騰による消費者の節約志向が強まり、牛肉の消費が落ち込み、枝肉相場は軟調に推移している。また、米政権の関税や円安、国際情勢が不安定な状況が続いているため、国内牛肉の消費動向や輸出に向けた取組が重要視される。

養豚については、飼養頭数は減少傾向にあり、飼料価格の高止まりにより、運転資金の確保が困難になっていることや労働者不足により、不安定な経営状況が続いている。また、豚熱の発生や野生イノシシの豚熱感染拡大により、防疫対策の徹底も求められている。

養鶏については、飼養羽数はほぼ横ばいに推移しているが、鳥インフルエンザが毎年発生しているため、野生動物の侵入及び人や車両の消毒の徹底による、ウイルスの侵入防止対策が必須となっている。

堆肥センターにおいては、家畜排せつ物や地域有機質資源（生ごみ、と場汚泥、し尿汚泥等）を有効活用し、優良な堆肥を生産し、販売することで畜産農家と耕種農家の連携を促進しながら環境保全型農業を確立し、畜産振興を図っている。

オ 林業

本市の林野面積は12,791ヘクタールあり、市総面積の実に78.9パーセントを占めている。ただし、このうち30.8パーセントは国有林で、民有林は8,847ヘクタールとなっており、民有林のうち私有林は95.5パーセント、

8,449ヘクタールである。林業経営については、大部分が中小規模農家を中心に、資産保持的対象として育成された山林で、農家の副業的な経営がなされており、近年は一般用材のほか、木質バイオマス施設の稼働、大型木材加工施設の整備や海外への原木の輸出増等により、需要の増加がみられる。

今後は森林のもつ公益的機能を発揮させるため、森林整備を積極的に推進し、利用期を迎えた森林の主伐後の再生林に努める必要がある。

(2) 水産業

ア 水産業の振興

本市の水産業の中心である養殖漁業は、気候変動に伴う海水温の上昇等により漁場の環境変化が進み、魚病の発生、赤潮の異常発生をもたらしている。消費者の食の嗜好変化等による水産物消費量の減少、また、さば、いわし等の餌飼料価格や燃料価格の高騰、全国的な生産量の減少、漁業就業人口の減少により養殖漁家の経営は厳しい状況が続いている。また、漁船の係留施設の不足や荷さばき施設の老朽化等が進んでいるため、漁港施設の整備を急ぐ必要がある。

漁船漁業は、一本釣り、はえ縄、小型底曳、まき網漁業が主であるが、近年漁獲量の減少に加えて燃料価格の高騰により経費がかさむことから、漁家経営の安定が図られず、厳しい環境下での経営を強いられている。

イ 漁港

本市には、第一種漁港として、垂水南漁港（柁原地区・新城地区）、中浜漁港、第二種漁港として、海潟漁港、境漁港、牛根麓漁港の5つの漁港がある。

(ア) 垂水南漁港（柁原地区）

平成8年度に整備は完了し、一本釣り、小型底曳漁船等が利用している。

(イ) 垂水南漁港（新城地区）

平成22年度に整備は完了し、一本釣り、小型底曳漁船等が利用している。

(ウ) 中浜漁港

平成13年度に物揚場や進入道路の整備は完了し、一本釣り、漁船等が利用している。

(エ) 海潟漁港

昭和62年度に改修事業から修築事業に格上げされ、更に県の広域漁港整備事業により、養殖業の基地として整備が進められており、漁船の安全係留のため物揚場や防波堤等の整備、養殖漁業の作業施設用地や環境緑地及び臨港道路の改修整備が行われている。また、脇登までの海岸において、高潮対策に取組み住民生活の安定を図っている。

(オ) 境漁港

昭和 63 年度に整備は完了し、一本釣り、はえ縄、小型底曳漁船等が利用している。

(カ) 牛根麓漁港

平成 18 年度に第 2 種漁港の指定を受け、現在、県の広域漁港整備事業として、外郭施設、係留施設、浮棧橋、荷捌き等用地など養殖業の基地として整備が進められている。

(3) 商工業

本市においては、都市部への人口集中や少子高齢化に加え、物価高騰等により消費が低迷している。また大隅半島の中核的存在である鹿屋市や隣接する霧島市、県都鹿児島市等周辺の他の都市へ購買力が流出している状況である。

地域の商業機能としては、近隣の居住者に対する日用品の販売を行う近隣型商業地という性格になっており、購買層の高齢化等に対応した地域に密着したきめ細かなサービスの提供を促進し、経営の近代化や共同事業等による地域商業の活性化を図る必要がある。

しかし、地方における長引く景気の低迷の影響は深刻であり、将来を望めない状況の中、多くの商店では、後継者の確保も困難な状況である。こうした中、省資源化、環境問題、安全性等に関する情報の発信等、更に社会環境や消費者ニーズへの対応が求められている。

今後は、地域の商工業が持続的に発展していくために、地域の個性にあった経営の改善や人材の確保育成、異業種間交流等の促進等に取り組んでいく必要がある。

(4) 企業誘致

本市はこれまで、一定の要件の下で市内に工場を新設又は増設する企業に用地取得、設備投資及び新たな地元雇用に対して補助金の交付や、当該事業に係る家屋及び償却資産並びにその敷地の土地に対する固定資産税の課税免除及び不均一課税の特別措置を実施し、企業誘致活動に努めてきた。

その結果、工場や水産加工場等の新設や事業拡大に伴う工場の増設がなされるなど、一定の成果を上げている。

今後も、市内での就業機会を確保するため、企業誘致に取り組む必要がある。

(5) 起業の促進

起業の促進は、地域経済の成長エンジンであり、雇用の安定と所得の底上げにつながるもので、デジタル化の遅れや資金繰りの難しさ、優秀な人材の不足と定着の課題、そして国際的競争の激化が、特に中小企業に大きな影響を及ぼしている。

本市は、南北約 37 キロメートルの長い海岸線を持ち、温暖な気候の中で、水産物、農林産物、温泉及び温泉水等の数多くの資源があり、観光資源等多くの

ポテンシャルを有している。それらを有効に利活用し、地域の特性を最大限発揮することによって、新たな産業の育成を図りながら、既存産業についてもより一層の発展を図る必要がある。

(6) 観光

本市は雄大な桜島を望み、錦江湾に面した長い海岸線や、高隈山系の変化に富んだ山々・森林等、自然の景観に恵まれている。

余暇の増大や交通網の整備に加え、ツーリズム指向による人々の自然や地域文化への関心の高まり、本物志向、保養・交流・体験に関するニーズの高まり等により、総合産業としての観光産業はますます重要になってきており、観光振興は、地域の経済発展を促すだけでなく、地域の住民がその文化を発見し、創出する貴重な契機となるものであり、まちづくりの重点施策である。

また、令和3年2月に桜島・錦江湾ジオパークのエリア拡大が認定される等広域的な観光にも積極的に取り組んでいる。

本市には高峠つつじヶ丘公園や猿ヶ城溪谷等の自然を活かした観光資源のほか、温泉や温泉水、農業や水産業等の産業を活かした資源、歴史・文化的な観光資源等多数あり、自然景観を利用した観光は、人気の観光スポットとなっている。引き続き、観光資源を効果的に活用したツーリズムの振興による交流人口の増加を基本として、令和8年度から令和12年度を計画期間とする「垂水市観光振興計画」にもとづき、観光産業の振興による地域活性化を目指した施策の実現を図る。

(7) 港湾

本市には、県管理の垂水港(本城地区、元垂水地区)、市管理の浮津港、二川港の3港があり、垂水港は、県都鹿児島市と大隅地域を結ぶ交通主軸の要衝に位置し、大隅地域における住宅、観光、レクリエーション、工業、流通等の諸機能の活性化が期待されている。

現在の鴨池、垂水間のフェリーは昭和49年の就航以来、市民の足として幅広く活用されているが、鴨池地区の業務機能の拡充や都市化の進展、平成10年に垂水港本城地区に移転したフェリーターミナル施設の拡充により、今後ますますその重要性も増すものと思われる。

垂水港元垂水地区については、フェリーは本城地区に移転したものの、泊地が狭小なうえに漁船等の出入りが多く危険であり、改修や臨港道路の補修を実施する。また、港湾海岸施設の老朽化対策の実施が予定されている。

浮津港については、整備が完了し、地元漁業者の漁船漁業(一本釣り)及び養殖漁業(ハマチ養殖)等、水産業振興の上からも漁船対策として利用されているが、平成24年度に浮津港港湾長寿命化修繕計画を作成し、定期点検を行いながら補修対策を実施していく。

2 その対策

(1) 農林業

ア 土地生産基盤の整備

農業を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化や後継者不足に伴う農家人口の減少、気候変動や異常気象による作物の品質低下や収穫量の減少に伴う生産の不安定化、資材価格高騰による農業経営圧迫など不安定要素が多い。

このため、地域の特性を活かし、低コストで商品性の高い農作物の安定した生産を確保し、産業として持続可能な農業経営の確立を促進するため、ほ場整備、農道網の整備等、環境を保全しつつ、生産基盤の整備に努めながら、中長期的な施設のインフラ長寿命化計画を策定・実施し、施設機能の安定的な発揮を図る。

イ 特色ある産地づくり

農家の自主性と創意工夫をはじめ、土地条件や地域の特色を活かした農業を基本に、土づくりや、栽培暦・防除基準による栽培管理等の基本技術の着実な励行による生産安定とコスト低減に努め、土地利用等収益性の高い施設野菜・施設花き・施設果樹・畜産を中心に主要作物の振興を図る。

ウ 認定農業者等の育成・確保

農業従事者の高齢化、後継者不足により農業・農村の活力が低下しつつあるなか、令和7年3月末に策定した地域計画の実現に向け、地域での話し合いを継続し、地域の中核的な担い手となる認定農業者や新規就農者等(以下、「認定農業者等」という。)を確保することが急務となっている。

このため、認定農業者等の経営改善について、農用地の利用集積、6次産業化、経営コスト削減及び経営管理診断・技術指導等の支援を関係機関が一体となって推進することにより、本市の農業を支える認定農業者等の育成・確保を図る。

また、経営規模の拡大、生産コストの削減及び省力化等を図るため、ロボット技術、ICT等の先端技術を活用したスマート農業の導入・普及を推進し、担い手の経営発展を支援する。

あわせて、農業後継者を含むUターン・Iターン等による新規就農者が就農しやすい環境の整備に努める。

エ 流通体系の改善

消費者ニーズに対応した多様な流通を展開するため、流通情報と市場動向を的確に把握し、共販の拡大とブランドの確立を基本としながら農産物の生産販売の拡大を図る。

オ 地域農法と展開方針

市場の動向に対応しつつ、農作物の生産向上を図るため、地域の自主性と創意工夫を活かしながら担い手農家への農用地の集積、生産組織の育成等、

生産構造の改善と団地化を推進する。

このため、水田においては土地基盤整備等を計画的に実施し、裏作による土地利用を図る。畑地においては、主要作物と飼料作物との組み合わせにより連作障害の防止に努め、商品性の高い作物の輪作体系の確立を図る。

カ 環境との調和に配慮した農業の推進

近年、食生活の多様化が進む中で、消費者の志向は量的なものから質的なものに移行し、特に「安全・安心」への志向が強まっている。このような消費者のニーズに対応するため農家への意識啓発を行い、市堆肥センターや畜産農家と連携を図りながら、安定的な良質堆肥の供給と確保に努め、耕畜連携による堆肥の施用と有機質資材の投入や深耕、緑肥作物の導入による健全な土づくりを推進し、あわせて、総合的病害虫・雑草管理（IPM）による肥料・化学合成農薬の使用量の低減等による栽培等の生産指導に努める。

キ 農村環境整備

農業生産条件が不利な中山間地域に対する直接支払交付金や、農業の有する多面的な機能を発揮するための交付金を支出し、荒廃農地の発生を防止し、農業生産活動の維持を図りつつ、国土保全等の多面的機能の確保を図る。

ク 畜産

就農支援資金等の制度を活用し、担い手の育成を図り生産基盤の維持・確保に努める。地域で連携しながら防疫関係事業等を活用し、地域ぐるみによる防疫体制を整備するとともに、家畜排せつ物について、畜産農家と耕種農家との連携を保ちながら、良質堆肥の生産と土地還元を促進し、地力の増強を図り環境保全に努める。また、水田等の利活用により粗飼料の自給率向上を図りつつ、低コスト生産と畜産農家の経営安定に努める。

ケ 林業

森林の経済林としての育成は勿論であるが、公益的機能を認識し、森林整備事業を推進する。

流域の管理システム確立により、出材の確保と生産・流通・加工段階におけるコスト低減に努め林業の活性化を図る。また、国土保全のうえから水資源の確保、崩壊地の復旧・予防の治山事業を推進すると共に、地球環境保全の観点からもCO₂(二酸化炭素)を吸収、発生を抑制するため植林、除間伐等を実施し森林の持っている力を高める。

また、生産資材及び農林産物の搬入・搬出を容易にし、経営の安定を図るため、林道網の拡充及び整備を推進し、併せて既設路線の改良を行い連絡道として道路機能の付加を図る。

林業労働力の確保については、林業労働力の不足に伴い、森林組合労務班への依存が高くなってきている現状に鑑み、円滑な造林事業の推進を図るため、森林組合労務班育成強化の諸施策を推進し、安定した労働力を確保する。

コ 有害鳥獣対策

研修会等により、有害鳥獣の被害を防ぐ対応を地域と一体となり取り組み、防護柵や電気柵等の鳥獣被害対策実践事業の導入推進を図るとともに、年間を通じて有害鳥獣駆除の指示書を発行し、捕獲従事者と連携することにより成果を高める。

(2) 水産業

ア 水産業の振興

本市のもう一つの基幹産業である水産業を振興するため、養殖業については、人工種苗の中間育成も含めた効率的な生産や環境にやさしい養殖業に組み込み、漁船漁業については、栽培漁業との連携により効果的な事業展開と漁場整備の積極的推進を図り、漁業経営の安定化のため、生産コストの削減、6次産業化による付加価値の向上による需要拡大を図り、販路拡大への取組、後継者の育成・確保等を支援する。

また、漁港整備を図るとともに、漁業関連施設の整備及び老朽施設の更新を計画的に行う。

さらに、地域資源の特性と、美しい農山漁村環境を活かした自然体験型観光推進と一体となったブルーツーリズム（修学旅行受入の推進）により交流人口増加による地域活性化を図る。

(ア) 養殖漁業

漁場の環境保全と魚病、赤潮の発生を考慮し、県の養殖指導指針に基づく適正養殖尾数の徹底を図り、飼養方法の改善を促進する。

桜島降灰や軽石が魚類に及ぼす影響を最小限に食い止めるため、軽石除去事業の推進を図る。

また、産地での付加価値を高めるため人工種苗を利用し、トレーサビリティを確立することで、国内外に安心安全な養魚の出荷をめざし、更に、消費者ニーズに応えるため、産地直売を含む6次産業化を推進し価格の安定を図り、生産流通の合理化を図る。

一部では、養殖経営の安定を図るため、魚病に強く市場性のある魚種への転換も考慮していく必要がある。

赤潮による養殖被害を未然に防止するため、漁場調査指導船等の利用促進を図る一方、養殖自家汚染の原因となる生餌の投餌方法、へい死魚処理等、海の浄化対策を促進する。

(イ) 漁船漁業

漁船漁業の生産性向上と経営の安定を図るため、栽培漁業を積極的に促進し、マダイ、ヒラメ等の放流事業の推進をするとともに、放流稚魚の保護及び魚類の蝸集を図るため、藻場造成や人工漁礁及び増殖場の設置を促進する。また、新たな水産物として養殖を開始した牡蠣やエビ類の直販を

中心とした販売促進を図る。

イ 漁港施設

水産業の振興を図る上で、その基盤となる漁港整備は重要な課題である。このため各漁港についても、引き続き整備を推進する。

また、漁港海岸の高潮対策を推進する。

(ア) 海潟漁港

漁港漁場整備事業計画に基づき、外郭施設、係留施設・漁港施設用地等の整備を図る。併せて、護岸改良の整備による海岸保全を図る。

(イ) 牛根麓漁港

海岸基本計画に基づき、防波堤、物揚場、護岸、浮棧橋、用地及び道路の整備を図る。

(ウ) 境漁港

漁港漁場整備計画に基づき、護岸改良による海岸保全の整備を図る。

(3) 商工業

ア 商業環境の整備

街路灯や植栽、駐車場の整備、空き店舗対策等、商業空間の再構築と併せて、IT化の支援や個性と魅力にあふれた商業環境づくりに努めながら、特産品を利用した新たな物販と併せた飲食サービスの拡充により余暇散策の場、情報提案の場としての総合的な商店街整備を促進する。

イ 地域商業の活性化

多様化・高度化する消費者ニーズに対応できる地元商業の振興を図るため、商店経営の近代化や共同事業の促進等に努める。また、ふれあいフェスタ等の観光イベントや、商工会、通り会等で実施される独自のイベントを支援しながら、明るく活気のある商業環境づくりに努める。

ウ 消費者対策の推進

市民の消費生活の向上を図るため、消費生活や地域の施設利用状況等に関する的確な情報の収集・提供に努め、これらを公開することでこれまでになかった購買機会の創造を図る。また、市民の購買意欲の喚起のためプレミアム商品券発行事業に補助を行い、地域経済及び商工業の活性化を図る。

エ 地元産業の育成強化

地域に根ざした商工業の振興を図るため、異業種間交流の促進や経営改善に対する支援等地元産業の育成強化に努め、商工業と他産業との連携を図るとともに、地域経済の一層の活性化を図るため、新たな企業誘致の促進に努

める。

自社商品を磨き上げ、販路拡大とブランド力向上を目指す事業者を支援していく。

オ 新たな商工業の育成

地域資源を最大限に活用し、付加価値の高い商工業を育成することで、雇用の安定と所得の向上、地域経済の循環を実現することを目指す。本市の魅力ある特産品をブラッシュアップし、ブランド化と付加価値向上のためのセミナー等を行う。

(4) 企業の立地対策

新卒者やU I J ターン者の雇用の場を創出し、地域労働力の地元雇用への定着、新たな税収の確保を図るためにも、今後も都市圏企業や地元企業の誘致活動を積極的に進める。そのため誘致企業への用地取得・設備投資・雇用促進に対する各種助成や、当該事業に係る家屋及び償却資産等に対する固定資産税の課税免除等の特別措置を引き続き実施し、充実を図る。

このため、企業誘致活動について鹿児島県や関係機関との連携を図り、本市の基幹産業である農林水産業の振興に結びつく産業や地域資源を活用した産業などの誘致に取り組む。

(5) 起業の促進

ア 既存産業の高付加価値化

既存産業のより一層の発展を図るために、異業種間の交流に対する支援に努めるとともに、温泉や温泉水、農林水産物を活用した付加価値の高い産業の振興に努める。

イ 新たな産業分野の開拓

本市のポテンシャルを最大限引き出し、地域経済の活性化を図るために、福祉産業、環境保全型産業、レジャー産業、情報産業等の新たな産業の育成を積極的に推進するとともに、これらの産業が立地するための受け皿づくりに努める。

ウ 人材確保のための基盤整備

新たな産業の立地を促進するため、従業員が働きやすい、居住環境や教育、医療環境等、生活環境、I O T利用環境の整備に努める。

エ 第6次産業の育成・起業家の養成

本市の特産品を活用した地域に密着したスモールビジネスの育成と、都市と農山漁村の交流を柱とした観光産業の推進等、既存産業の付加価値を高めるため、6次産業化に向けた産業の育成と販路の確保等、新規起業を目指すための環境の整備と人材養成の基盤整備を図っていく。

(6) 観光

令和8年度から令和12年度を計画期間とする「垂水市観光振興計画」にもとづき、本市の観光振興を推進していく。

本市は、豊かな自然や多彩な食など、優れた観光素材を数多く有している。これらを堪能することを目的に本市を訪れてもらうために、おおすすめ観光未来会議や鹿児島県観光連盟等と連携したプロモーションを国内外で展開し、本市の認知度の更なる向上を図る。

また、3つの拠点（道の駅たるみず、森の駅、道の駅たるみずはまびら）を軸に、本市の特性を生かした観光地の整備や体験型観光商品等を造成し、ハード面とソフト面の両面で観光地づくりを推進する。

加えて、観光関連産業と一体となって観光地として魅力を高め、国内外から誘客を図り、本市への滞在時間の延伸や本市内を周遊する仕組みを構築することで本市内での消費を促し、観光関連産業の「稼ぐ力の向上」を図る。

(7) 港湾

垂水港本城地区については、県都鹿児島市や薩摩半島と大隅地域を結ぶ海上交通の要衝として重要な港湾施設であり、産業面でも重要な役割を担うことから、フェリーの安定的運行、便数確保について関係機関に対して要請していく。また、垂水港元垂水地区については、フェリー発着場の移設に伴う、商業機能の地盤低下等を防ぐため、周辺地域の活性化を図る。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	(1) 基盤整備 農業	農業競争力強化農地整備事業 (宮前地区)	県	
		農業競争力強化農地整備事業 (上ノ原地区)	県	
		水利施設等保全高度化事業 (新御堂)	県	
		ため池整備事業 (感王寺上奥地区)	県	
		農村防災施設整備事業 (垂水2地区)	県	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
		中山間地域農業農村総合整備事業 (垂水地区)	県		
		多面的機能支払交付金事業	市		
		堆肥センター管理運営事業	市		
	(2) 漁港施設				
		水産流通基盤(特定)整備事業 (牛根麓 県管理)	県		
		海岸保全施設(高潮)整備事業 (海潟漁港・県管理)	県		
		農山漁村地域整備交付金事業(境 漁港・県管理)	県		
	(3) 経営近代化施設				
	農業	有害鳥獣被害対策事業	市		
		活動火山周辺地域防災営農対策事 業	任意 組合		
		畜産関係利子補給事業	市		
		畜産振興対策事業	市		
		垂水市農業生き生き支援事業	市		
	新規就農支援事業	市			
水産業	海面環境保全事業 (桜島軽石除去事業)	県			
	種子島周辺漁業整備事業	県			
	水産多面的機能発揮対策事業	協議会			
	水産環境整備事業 (広域漁場整備:増殖場設置)	県			

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
		種苗放流事業	漁協		
		人工種苗購入助成事業	市		
	(7) 商業				
	その他	商工振興資金利子補給事業	市		
		商工会運営事業	市		
	(9) 観光又はレクリエーション				
		森の駅たるみず運営管理事業	市		
		高峠公園維持管理事業	市		
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業				
	商工業・ 6次産業化	水産振興支援事業	漁協・ 水産加 工業者		
		プレミアム商品券発行事業	市		
		商工イベント支援事業	市		
		特産品販路拡大支援事業	市		
	観光	道の駅活性化事業	市		
	その他	スポーツ合宿誘致事業	市		
	ツーリズム推進事業	市			
	海外教育旅行支援事業	市			
(11) その他					

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		県営港湾事業（垂水港）	県	

4 産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間
市内全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日

(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容 同章の「2 その対策」及び「3 計画」のとおり

5 公共施設等総合管理計画との整合

垂水市公共施設等総合管理計画との整合を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

第4章 地域における情報化

1 現況と問題点

市民生活の重要な社会基盤である光回線の環境整備について、令和3年度に国の補助事業を活用して市内の条件不利地域へ光ファイバーを整備し、地域間格差の是正が図られた。また、地区公民館等へ公衆無線LANを整備し、利用者の利便性向上と災害発生時の代替通信手段の確保が図られている。ただし、近年は自然災害が激甚化・頻発化していることから、災害時の被害を軽減し、市民の安全を確保するため、更なる災害対策基盤の強化が必要である。

また、市民がデジタルデバイスを有効活用できるようデジタルリテラシーの育成にも取り組む必要がある。

2 その対策

誰もが平等にデジタル社会の恩恵を受けられる社会を目指すとともに、デジタル技術を有効活用した地域の活性化を図るため、次の対策を講じる。

- ・ 書かないワンストップ窓口や行政手続のオンライン化を推進する。
- ・ 災害時の通信・情報管理体制を強化し、迅速かつ効果的な防災・減災対策を実現する。
- ・ デジタルデバインド対策として、スマホ講習会などデジタルデバイスの操作方法等を学習できる機会を継続的に提供する。
- ・ 産業、福祉、教育など様々な分野におけるICTの利活用を調査研究し、地域の課題解決と活性化に向けた取組を推進する。

3 公共施設等総合管理計画との整合

垂水市公共施設等総合管理計画との整合を図りながら過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

第5章 交通施設の整備、交通手段確保の促進

1 現況と問題点

(1) 市道の整備

本市における道路網は、国道220号、県道として主要地方道2路線、一般県道2路線、市道として369路線及び農道、林道からなっており、道路の整備状況は次のとおりである。

ア 国・県道

国道(220号)及び県道(垂水南之郷線、垂水大崎線、国師境線、垂水港線高須新城線)は、いずれも大隅地域北西部の広域幹線道路である。

国道220号は、市の海岸線に沿った集落を結びながら霧島～垂水～鹿屋～志布志～宮崎県へ南北に縦走し、管内は一次改築として全線舗装済である。

しかし、県都鹿児島市と大隅半島を結ぶ交通の要衝にあたる本市は、モータリゼーションの発達及び大型フェリー等の機能強化のため、交通量の増加や車両の大型化に対応できない状況、現在海潟地区から新城地区までの整備は終了し、残るは牛根地区のみとなっている。

また、この国道は、海岸線を走るため集中豪雨や台風によってたびたび崖崩れや土砂流出による通行不能を招き、交通災害の危険性も高いことから牛根大橋が完成し、交通規制も緩和されることになった。しかしながら、牛根境地区については、降雨による規制は依然として残るため、令和3年度から牛根境防災事業が始まり、この事業の早期完成が強く望まれている。

次に県道のうち、主要地方道垂水南之郷線は、大隅地域の基幹道路として、曾於地域から鹿児島市に至る最短ルートであり、また、東九州自動車道にもアクセスの良い路線であることから、残る未改良区間約1.3キロメートルについて、令和3年度から「大野原工区」として新規事業化されたところである。

また、同垂水大崎線は、牛根二川から大崎町を結ぶ路線であり、現在は桜島火山活動対策の面からも同地域の避難道路としての要素も強く改良整備中である。

一般県道国師境線は、牛根境から霧島市福山町及び鹿屋市輝北町を結ぶ路線であり、部分的に未改良区間があるため改善が望まれる。

垂水港線を除く、これらの県道はいずれも山間地域を経路としていることから農林業(畜産を含む)はもとより、観光、レクリエーション等の開発、振興の上からも改良整備が望まれる。

イ 市道

現在、市道認定している路線は、369路線、221,666メートルであり、改良率62.0パーセント、舗装率94.7パーセントの整備状況で、改良が大きく遅れている。

市道の整備は「まちづくり」の根幹であり地域活性化の上からも極めて重

要であり、国、県道及び集落間を結ぶ地域内幹線道の整備はもとより、市民の生活道路としての利便性・快適性・安全性が強く望まれているが、既成道路も路面や道路側溝の老朽化が著しく、冠水対策、排水処理等早急な改善が必要となっている。

(2) 農道、林道の整備

ア 農道

農道は総延長 142,814 メートルであり、未整備路線が多く、そのため幅員の狭い箇所、急勾配・曲道が多いため、今後も農産物の流通促進、効率化とあわせた集落間の連絡道として農村環境の改善に努めながら整備していく必要がある。また、近年は高齢化に伴い除草作業等の維持管理に支障をきたしている。

イ 林道

本市の林野面積は、約 12,791 ヘクタール、総面積の 78.9 パーセントを占めている。ただし、そのうち民有林が 8,847 ヘクタールもあり林野面積の 69.2 パーセントを占めている。林道開設事業については、以前から県代行事業として整備してきているが、急峻な地形による工事の困難さや受益者の無償提供が原則となっていることから、用地交渉が難航し、事業計画に支障をきたす事例が多い。

(3) 交通手段の確保

地域の暮らしと産業を支え、豊かで暮らしやすい地域づくりや、活力のある地域の振興を図る上で「移動」は欠かせない存在である。地域における移動手段の維持・確保は、交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、観光振興、健康、福祉、教育、環境等の様々な分野で大きな効果をもたらすことが期待されている。

しかし、人口減少による公共交通利用者の減少、運転手不足の深刻化により、公共交通の維持は容易ではなくなっており、公共交通に頼らざるを得ない高齢者等の移動手段の確保は、今後さらに深刻な問題となることが予想される。

2 その対策

(1) 国・県・市道の整備

ア 国・県道

(ア) 牛根境防災事業の早期事業化、早期完成を図る。

(イ) 牛根地区歩道の早期整備を促進する。

(ウ) 主要地方道垂水南之郷線、垂水大崎線の改良等、早期整備を促進する。

イ 市道

(ア) 生活道路としてはもとより、産業振興を図る上からも地域内幹線道路の整備を促進する。

(イ) 既存道路の維持、補修等市民の生活道路としての整備を推進する。

(ウ) 景観等に配慮し、うるおいと親しみのある道路づくりをめざし、歩道設置やガードレール等交通安全施設の整備を推進する。

(2) 農道、林道の整備

ア 農道

生産活動に重要な基幹農道の整備を推進するとともに、農地の基盤整備事業による農道の整備も併せて推進し、各種事業等を活用しながら維持管理に努める。

イ 林道

生産資材及び農林産物の搬入・搬出を容易にし、経営の安定化を図るため、林道網の拡充及び整備を推進する。また、既設路線についても年次的な整備と維持管理を行う。

(3) 交通手段の確保

本市の公共交通体系を考える上では、路線バス等を維持していくことに加え、新たな交通手段の導入等についても路線バス等の効果的な活用や連携を視野に入れながら、交通体系の構築を図っていく必要がある。

過疎化の進む地方バス路線は旅客減少に歯止めがかからず、利益を計上するに至っていない。そこで、引き続き国や鹿児島県と協調しながら予算の範囲内において補助金を交付し、関係市町と協力して地方バス路線の運行の維持を図る。

各地域と中央地区との移動を目的とした乗合タクシーについては、持続的な運行のために、国庫補助金を活用しながら運行費を負担していくとともに、住民の声を踏まえた利便性の向上を図る。

交通空白地域の解消については、令和6年6月に策定した「垂水市地域公共交通計画」にもとづき、その対応策を検討していく。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設	(1) 市町村道			

の整備、交通手段確保の促進	道路	交通安全対策事業	市	
		元垂水原田線道路改良（5期）	市	
		内ノ野線道路改良（4期） L=200m W=10m	市	
		垂水1号線道路改良（2期）	市	
		高峠線道路改良 L=500m W=4m	市	
		浜平大都線道路改良 L=500m W=4m	市	
		上野中央線道路改良 L=2500m W=5.5m	市	
		小浜・大浜線道路改良 L=600m W=4m	市	
		宇住庵線道路改良 L=200m W=4m	市	
		橋りょう	橋梁長寿命化事業（ハード）	市
	(3) 林道			
		林道改良事業（牛根麓線）	市	
		林道改良事業（二川線）	市	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	廃止路線代替バス運行補助金	市	
		事前予約型乗合タクシー運行補助金	市	
	交通施設維持	橋梁長寿命化事業（ソフト）	市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

垂水市公共施設等総合管理計画との整合を図りながら過疎対策に必要となる事

業を適切に実施する。

第6章 生活環境の整備

1 現況と問題点

(1) 水道施設

本市の水道施設は、上水道事業区域に加え、牛根、市木、大野等市内各地区に20の小規模水道事業が点在している。

上水道事業については、昭和36年に創設認可を受けて内ノ野浄水場等の施設を整備し、昭和39年に給水開始して以来、3回の拡張事業を経て整備を進めている。1日最大計画給水量は9,600立法メートルまで増加したが、令和4年度事業変更届出により、現在は1日最大計画給水量7,650立法メートル、計画給水人口12,000人となっている。

令和6年度末の給水人口は11,399人で、計画給水人口に対する普及率は95.0パーセント、給水区域内人口11,506人に対する普及率は99.07パーセントとなっている。

平成18年度に老朽管（石綿管）更新を完了し、平成22年度に基幹施設である内ノ野浄水場の改修を完了した後は、耐用年数を経過した水道管路の更新、基幹管路の耐震化、水源地施設の改良等、維持管理中心の事業を行ってきている。

急速な少子高齢化の影響に伴う給水人口及び給水収益の減少、また、台風・豪雨等の気象災害、桜島火山活動に伴う降灰と大噴火時の地震災害リスク、加えて、これまでに整備された施設等の老朽化と、それに伴う更新費用の増大、技術基盤の継承等が、事業経営上の不安定要因である。

(2) 下水処理施設

鹿児島湾は、景観、産業ともに重要な位置を占めているが、生活排水による汚染が懸念されており、特に閉鎖性の高い湾奥部の水質汚濁原因に占める生活排水の割合が最も高くなっている。湾奥部に位置する牛根地区については、水質汚濁防止法に基づく「生活排水対策重点地域」に指定されている。

本市の生活排水の処理については、小型合併処理浄化槽、牛根境地区の漁業集落排水、潮彩町の合併処理浄化槽の普及により、汚水処理人口普及率が67.41パーセントと高まりつつあるが、公共下水道が設置されていないため、国や県の平均より普及率が低く、生活排水を未処理のまま鹿児島湾に排出しているのが現状である。

本市の海域は、景観、生物多様性、基幹産業である水産業の面からも重要であり、河川、海域の水質を保全することが重要な課題となっている。

(3) 廃棄物処理施設

ア ごみ処理施設

現在、清掃センターは、生ごみ以外の家庭系ごみのごみ選別等を行う中間処理施設である。

今後、清掃センターを中間処理施設として運営していくかどうか課題がある。また、排出者が直接持ち込むごみの処理手数料は、無料であることから、一般会計への負担が大きい。

イ し尿処理施設

環境センターは、供用開始後、25年以上経過しており、多数の機器類が耐用年数に達している。性能の維持のため、内部努力により、維持費の低減を図っているが、今後、適正に処理を行うためには多額の費用を要することが想定される。

(4) 火葬場

火葬場については、平成 17 年度に新たに建設し、火葬状況が改善されている。火葬業務について、令和 7 年 4 月より民間へ業務委託を行った。

(5) 消防・救急、防災

ア 消防・救急

本市の消防体制は常備消防（1 本部・1 消防署・1 分遣所）と非常備消防（9 個分団）で構成されており、市民の生命・財産保護のため、消防施設の充実及び強化が不可欠である。耐震補強工事や分団庁舎の移転・新築については概ね完了しているが、消防庁舎は築 50 年以上経過しており老朽化が進行し、各種資機材の配備によるスペース不足が顕著となっている。また、自然災害の激甚化に伴い、消防署および消防団の車両や資機材の整備・更新が求められている。

消防救急デジタル無線は、運用開始（平成 27 年 3 月）から令和 7 年度で 10 年を経過した。そのため、令和 7 年度に指令系および無線系の全部更新を行った。その無線設備は高度な通信性能を備えるものの、今後も 5 年毎に部分更新、10 年毎に全部更新の必要性がある。このように維持管理費が高額であるため、財政効率化の観点から隣接消防本部との共同運用や事務委託が求められている。

さらに、消防水利施設の基準充足率は 46.5 パーセント（基準 492 基に対し 229 基）と不十分であり、消火栓や耐震性防火水槽の増設が必要となっている。加えて、消防ホースの老朽化による水漏れや破損問題も見られ、これらを計画的に更新することで火災被害の抑制につながる。

救急出動件数は高齢化率の上昇に伴い増加傾向にあり、特に団塊世代が高齢化することで今後さらに増加が予想される。救急救命士の育成や救急搬送資機材の整備拡充が喫緊の課題である。

一方、消防団員数（223 名）不足や高齢化が進行しており、若年層団員の確保、処遇改善、多様性の推進が長期的な課題となっている。

消防広域化については、平成 23 年 1 月 19 日に開催された「大隅地域の消防広域化に向けた構成市町の関係市町長・議長会議」において、大隅地域消防広域化運営協議会を当面休止する決定がなされたため、その後広域化の進

展が見られない状態が続いている。

総務省消防庁が令和6年4月【第Ⅳ期】に、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」及び「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」の一部改正を行い、推進期限を令和11（2029）年4月1日（5年延長）までに延伸したことからスケールメリットを活かした消防広域化の推進が求められている。

イ 防災

大雨をはじめ全国で発生する自然災害は局地化、集中化、激甚化が進み、災害への対応においてこれまでの想定や常識が通用しない事態となっている。

こうした自然災害による被害を最小限に抑えるためには、身近な地域での救助活動ができるよう、自主防災組織や消防団等による日頃からの自主防災活動に積極的に取り組む必要がある。特に、虚弱な一人暮らしの高齢者や障害者、とりわけ重度の障害者は自力での避難が困難、あるいは周囲に知らせることが困難である等、支援の必要性が高く、安否確認や避難誘導を含めた支援体制の確立が求められる。

本市では、市総務課安心安全係や関係課、振興会、自主防災組織等との間で平時から支援者情報を共有し災害時の避難誘導、安否確認等に活用でき、避難の実効性を高めるために「個別避難計画」を作成した。

しかしながら、急激な少子高齢化や人口減少により、自主防災組織等の次期リーダー不足から、今後の活動に影響がでることが懸念される。

(6) 公営住宅

住宅は、人が健康で文化的な生活を営むうえで基本的な施設であり、快適でゆとりのある居住空間を形成する基礎的な要件である。近年、市民の住宅に関するニーズは多様化、高度化の傾向にあり、量的充実のみならず質への追求が求められている。そうした中、本市の公営住宅は、市営住宅260戸、県営住宅206戸、定住促進住宅172戸が整備されているが、中之平団地を除く市営住宅が、耐用年数の1/2を経過している。

また、定住促進住宅においても、全てが該当しており、建物の老朽化が急速に進んでいる。そのため、令和元年に建て替えが終了した中之平団地に続き、令和7年度に柁原団地の建て替えが終了する予定である。また、令和5年度に現行の公営住宅等長寿命化計画も見直したところである。

(7) その他

ア 都市計画

本市の住環境を全体的にみると、適正な土地利用の促進を図る用途地域制度や、都市施設（都市計画道路・環境センター・火葬場等）の老朽化や社会状況の変化等による課題が見受けられるため、必要に応じて見直しを図る必要がある。

そこで、土地の合理的な利用を図るとともに住みよい街づくりのために、都市計画法に基づく用途地域を定め環境の整備された住みよい市街地を形成

する必要がある。

また、都市計画法に基づく用途地域を定めており、土地の合理的な利用を図るとともに、環境の整備された住みよい市街地を形成する必要がある。

イ 公園

近年、公園の計画的整備保全は市民の心身の健康と憩いの場として各地域に近接した場所での整備が重要である。本市には、運動公園1カ所を含む都市公園が12カ所あるが、公園施設の老朽化が進んでおり、施設の更新等が必要である。

ウ 自然災害対策

本市は、地形・地質条件から、土石流、地すべり、がけくずれ等の風水害による被害が予想されるため、地域住民に対して災害危険予想箇所の周知をし、早めの避難を呼びかけているが、安全性を高めるため防災施設の整備が望まれる。

桜島の火山活動は活発化し、爆発時には多量の降灰が広範囲にわたって飛散、市民生活や経済活動に多大な影響を及ぼしているため迅速な対応が必要である。

2 その対策

(1) 水道施設

本市は、平成31年3月に新水道ビジョンを策定、令和6年3月に経営戦略を改定し、「持続」、「安全」、「強靱」の基本目標を掲げ、持続可能な水道施設の再構築、健全経営の推進、安全安心な水道供給体制の確保、事故や災害に強い強靱な施設づくり等に取り組んでいくこととしている。

具体的には、有収率の向上と災害に強い水道供給体制確立のための基幹管路を始めとする老朽化した水道管路の布設替及び耐震化工事、良質な水源を確保するための取水及び導水設備の改良工事に取り組むこととし、給水人口及び使用水量の減少傾向が見込まれることから、設備等の更新に際しては、規模の適正化やダウンサイジングも考慮して進めていく。

あわせて、健全な経営を持続するための経営効率化、投資と財源計画のバランスを考慮した財政計画の立案、収支の適正化に向けた取り組みも行っていく。

なお、地方公営企業の効率化・経営健全化等を目的として国が推進している水道法に基づく第三者委託やPFI事業等を活用した民間活力導入については、導入検討のための先進自治体の取り組みや実態把握に努めるとともに、市町村界を超えた近隣水道事業体との広域連携については、国県の方針をみながら圏域の自治体間との実現に向けた調査研究、検討協議を図っていく。

(2) 下水処理施設

生活排水対策の実施における実質的な成否は、住民自身の理解と協力にあると考えられる。そして、この理解と協力を得る為には水環境の悪化に対して、

生活排水がいかに関与しているかという認識、すなわち住民自身の生活排水の浄化に対する意識の高揚が必要である。

今後は、水質保全の重要性を住民に周知していくこととともに、「垂水市生活排水対策推進計画」に基づき、地域の実情に応じ、漁業集落排水事業の取り組みの推進、小型合併処理浄化槽の設置等を積極的に推進する。

(3) 廃棄物処理施設

ア ごみ処理施設

肝属地区清掃センターへの直接搬入を検討する。また、今後の清掃センターの在り方も含めてごみの処理手数料の導入を検討する。

イ し尿処理施設

し尿処理を適正に行うため、中長期的な施設の整備計画を策定し、計画的に修繕等を行う。また、今後のし尿処理他施設の在り方について自治体との広域処理も含めて検討する。

(4) 火葬場

現在、市単独で運営しており、今後も適正な運営に努める。

(5) 消防・救急、防災

ア 消防・救急

消防庁舎についてはリノベーションを含む計画的な環境整備を進め、自然災害に対応できる車両や資機材の整備・更新を推進する。また、消防救急デジタル無線の計画的維持更新として隣接消防本部との共同運用を検討し、財政効率化を図る。

消防水利施設に関しては、消火栓や耐震性防火水槽の増設を継続し、現場活動および訓練時に用いる消防ホースの定期点検と更新計画に基づく整備を実施する。加えて、火災の抑制と早期対応を目指して効率的な整備を行う方針である。

救急分野では、救命士および隊員の育成を強化し、救急用資機材のさらなる拡充を目指す。今年度開始されたマイナ救急制度をはじめとするDX救急に対応した教育体制を整え、指導的立場の救命士養成研修を進めることで救急業務の効率化を図っていく。

消防団員については若年層確保のため処遇改善を進め、報酬体系や訓練内容の見直しを実施する。啓発イベントや広報活動を通じて団員の魅力を発信し、多様性ある団員構成を促進する。また、団員の資質向上を目的に教育研修を充実させ、消防学校での訓練を推進する。

消防広域化を進めるため、「市町村の消防広域化に関する基本指針」の改正による推進期限の延長（令和11年）を活用し、大規模災害や救急件数増加への対応力を強化する。人口減少と高齢化が進む大隅地域での連携を深め、スケールメリットを活かした効率的な消防行政を目指す。

イ 防災

自主防災組織等の防災力向上は、ひいては地域力の向上につながる。安全、安心のまちづくりを進める上で、避難行動要支援者の「個別避難計画」を更新しながら、行政と自主防災組織等との協働体制の強化を図るとともに、地域の防災力を維持するための各種研修会や講習会等を活用し、次期リーダーの育成に努める。

(6) 公営住宅

公営住宅の建て替え改修については、公営住宅等長寿命化計画に基づき多様な住宅ニーズに対応した住宅供給を図るため、良質な公営住宅の整備・改善に努めるとともに、公営住宅需要の低い地域においては、公営住宅を解体し、財産譲渡を検討する。また、住宅供給については、適正な土地誘導を図りながら、公共との役割分担のもとに、民間による住宅供給の拡充を促し、質の高い民間住宅の建設の促進に努める。

(7) その他

ア 都市計画

都市計画法に基づく県の「都市計画区域マスタープラン」の変更を行い、都市づくりの目標や土地利用、都市施設の整備等についての方針を明らかにし、都市の健全な発展と秩序ある市街地の誘導と形成を図る。

イ 公園・緑地等の確保

垂水市公園施設長寿命化計画を策定しており、計画に基づき、公園施設の老朽化対策を順次実施し、公園の利用増進を図るとともに維持管理を強化する。

ウ 自然災害対策

垂水市地域防災計画に基づき、急傾斜地崩壊対策事業や砂防事業を導入することで、風水害等の災害を未然に防止し、または被害を最小限にとどめ、地域住民の生命と財産を守る。

桜島の降灰除去は、国庫補助事業を導入しながら道路・宅地降灰除去事業及び側溝清掃を実施し、市民の安全で住みよい地域づくりと経済活動の安定を図る。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境	(1) 水道施設			

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
の整備	上水道	水道設備耐震化事業	市		
	簡易水道	集落水道維持管理	市		
	(2) 下水処理施設				
		潮彩町排水処理施設維持管理事業	市		
		漁業集落排水処理施設事業	市		
	(3) 廃棄物処理施設				
	ごみ処理施設	大隅肝属広域事務組合清掃事業関係負担金	広域		
		清掃センター維持管理	市		
		一般廃棄物収集委託	市		
		ごみステーション施設整備費補助事業	市		
	し尿処理施設	環境センター維持管理事業	市		
	(4) 火葬場				
		火葬場維持管理事業	市		
	(5) 消防施設				
		消防・救急デジタル無線設備強化事業	市		
		消防本部車両整備事業	市		
		消防団庁舎整備事業	市		
		消防本部施設・装備整備事業	市		
		消防本部広域化検討事業	市		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
		消防団車両等整備事業	市		
		消防団員安全装備品整備事業	市		
	(6) 公営住宅				
		公営住宅ストック総合改善事業 (下宮団地建替え) (ハード)	市		
		公営住宅ストック総合改善事業 (海潟団地屋上・外壁改修) (ハード)	市		
		公営住宅ストック総合改善事業 (旭町団地屋上・外壁改修) (ハード)	市		
		公営住宅ストック総合改善事業 (第2牛根境団地外壁改修) (ハード)	市		
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業				
	生活		住宅・建築物耐震等改修事業 (ソフト)	市	
			住宅リフォーム促進事業	市	
			空き家解体撤去事業	市	
			建築物耐震化改修事業	市	
	環境		浄化槽設置整備事業	市	
	防災・防犯		災害時等における避難行動要支援 者の支援事業	市	
(8) その他					
		降灰除去事業 (道路・宅地内)	市		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		急傾斜地崩壊対策事業 (負担率 5~20%)	県	
		砂防事業	県	
		公園施設長寿命化事業 (ソフト)	市	
		公園施設長寿命化事業 (ハード)	市	
		元垂水原田線法面改良 (ハード)	市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

垂水市公共施設等総合管理計画との整合を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1 現況と問題点

(1) 子育て環境の確保

乳幼児期は、児童が発達過程の中で、基本的な人格形成、社会習慣の確立に大きな影響を及ぼす極めて重要な時期であり、快適な保育環境の中で、心身の順調な発達が促進されるよう発達段階に応じた適切な保育が必要とされる中、保育に対するニーズも複雑化、多様化してきている。

本市には、令和7年4月1日現在1か所の保育所、4か所の認定こども園、1か所の幼稚園があり、定員320名に対し232名の児童を入所措置しており、定員に対する入所率は72.5パーセントで定員に達していない状況であるが、保育施設によって格差がみられる。

本市における出生数は年々減少傾向にあるが、今後も、児童が安心して健康で安全に情緒の安定した生活ができる環境づくりに努めなければならない。

(2) 高齢者の保健及び福祉

本市の高齢者人口の割合は、令和7年7月末時点で65歳以上人口が全人口の46.71パーセントを占め、県、国を大きく上回り、高齢化の進展が著しく顕著である。また、2025年には「団塊の世代」が後期高齢者となり、さらに団塊の世代の子どもが高齢者となる2040年に向けて更に高齢者の割合が上昇することが予想される。

このように超高齢化社会の進む中、地域においては、核家族化などの社会の流れもあり、地域での交流が減少する中、支え合いの関係も薄くなっている。

一方、持続可能な社会保障制度の構築を目指して、制度発足後25年が経過した介護保険制度は、介護保険事業所や家族を中心とする介護から、要介護者等を社会全体で支援する体制整備が求められ、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けたいと思う高齢者の生活を支援するために、高齢者を取り巻く環境の整備や介護保険サービスの他にも、介護と医療の両方を必要とする高齢者を支えるためのきめ細かなサービス、在宅医療・介護連携の推進などが必要になっている。

現在、在宅福祉サービス事業として、紙おむつ配布、訪問給食等があり、生きがい対策事業としては、高齢者クラブ活動助成、老人憩の家でのふれあい、温泉施設や公共交通機関で利用できるおでかけチケットの配布などを行っている。

また、平成14年度から「シルバー人材センター」を設立し、高齢者の「生きがいづくり」を念頭において活動を行っている。

平成9年4月開設の介護老人保健施設「コスモス苑」は、病状が安定期にあり、入院治療を必要としなくなった方、または在宅介護を必要とする方へ、リハビリテーションや日常的な看護・介護によって、心身諸機能の改善や日常生活行動の向上を図り、家庭生活への復帰を支援する施設であり、垂水市の地域

包括ケアシステム構築、推進に対して大きな役割を果たしてきた。

今後は、人口減少、高齢化による介護需要の変化に対応しながら、本市地域包括ケアシステムの深化・推進に寄与する施設としての役割を果たすことが重要となる。

(3) 障害者（児）福祉

本市における各種手帳の交付状況をみると、令和7年7月1日現在で、身体障害者手帳所持者 847 人、療育手帳所持者 214 人、精神障害者保健福祉手帳所持者 139 人となっており、心身に何らかの障害を持ちながら、生活を営んでいる方が少なくない。

障害がある方及びその家族等支援者の方々が、地域で安心して暮らせるよう、障害者総合支援法、市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画に基づき各種支援を図ってきているが、本市を含め大隅圏域内において、障害福祉サービス提供事業所が不足している現状があり、また、高齢者の割合が多いことから介護保険サービスの負担も多くなっている。このようなことから、障害のある方々等の様々なニーズに対応するために、各支援機関で連携して支援を図っていくとともに、新たなサービス提供事業所の確保や専門的な人材の育成・確保が必要となっている。

(4) その他の福祉

ア 母子父子福祉

本市の母子世帯は、令和7年7月1日現在で、死別、生別合わせて 112 世帯、父子世帯が 20 世帯となっている。

ひとり親家庭は、社会的に孤立しがちで、精神的に不安定になりやすく、条件に恵まれた就業機会が少なく経済的にも厳しい状況にあることから、自立に向けた支援に努めなければならない。

イ 生活保護者対策

本市における近年の生活保護の状況は、年金法の改正により、年金額での最低生活が維持可能となったこと等により、平成元年度 188 世帯から平成5年度 139 世帯、平成11年度 109 世帯と毎年度減少してきた後、平成16年度 145 世帯に増加したが、平成22年度 138 世帯、平成27年4月現在 127 世帯、令和3年7月末現在 104 世帯と年々減少してきており、令和7年9月末現在では、ほぼ横ばいの 106 世帯となっている。

本市は雇用の場が少ないため、若年層の市外転出等により高齢化が進行しており、世帯主の高齢化や世帯員の傷病による稼働困難、扶養意識の低下により仕送り援助がない等といった理由から、生活維持困難になり保護に陥るケースが見受けられる。

従って、今後についても、高齢世帯、傷病、障害世帯の増加、介護保険料の徴収等により、要保護世帯が増加するものと思われる。

ウ 生活困窮者自立支援

平成 27 年 4 月から、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するための生活困窮者自立支援法が施行され、本市においては、必須事業である自立相談支援事業と住宅確保給付金事業を実施する。

2 その対策

(1) 子育て環境の確保

保育所や認定こども園については、適正な入所措置に努めながら、保育料の保護者負担の軽減を図り、保育所等が実施する一時保育、延長保育、地域活動事業等の各諸事業を支援しながら、子育てしやすい環境になるよう支援するとともに、児童の健全育成に努める。

また、共働き等で、放課後に児童の面倒をすることができない児童を対象とする、放課後児童クラブの充実を図りながら子育て支援に努めるとともに、児童の安心・安全な居場所づくりにより児童の健全育成に努める。

令和 7 年 4 月に設置された「こども家庭センター」において母子保健と児童福祉の一体的な運営を行い、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目のない支援を行い、地域の育児力向上に努める。

教育機関等との連携を図りながら、児童を取り巻く社会環境の変化に対応した教育環境の整備に努めるとともに、未就園児家庭に対する支援に努める。

(2) 高齢者の保健及び福祉

令和 5 年度に策定した「第 9 期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアシステム構築の取組を継承し、更に進行・深化することを目指し、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実・強化、介護予防・日常生活支援総合事業の開始などの各施策に取り組む。

また、地域共生社会の実現を図るため、地域生活課題の解決に資する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、ボランティア活動等の市民組織の育成や高齢者元気度アップ・ポイント事業等の促進、高齢者が持つ知識や経験を生かせる場として設置したシルバー人材センターなどを中心として、高齢者が積極的に社会参加し、高齢社会を活力あるものにするため、高齢者自身の意欲や能力に応じて働くことができる機会の提供に努める。

今後の介護需要の予測であるが、垂水市第 9 期高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画において、介護サービスの種類、見込量、利用者推計を行っているところである。これによれば、コスモス苑にて提供している「介護老人保健施設サービス」、「短期入所療養介護サービス・介護予防短期入所療養サービス」、「通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションサービス」の令和 12 年度までの本市におけるサービス需要は、ほぼ横ばいで推移するものと予測しているところである。

従って、介護サービスの提供量を維持するための介護人材の確保を行いながら、令和 8 年 3 月に策定した「垂水市介護サービス事業経営戦略」にもとづく

施設運営を行う必要がある。

(3) 障害者（児）福祉

ノーマライゼーションの理念の浸透を目指して、市民の障害や障害者に対する理解が一層深まるよう、啓発・広報の充実を図るとともに、障害者が必要な情報を入手できるよう、情報提供の充実を図る。

障害者の自立した生活を支える体制の整備や障害者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、関係機関・団体等と連携しながら充実した支援の提供に努める。

思いやる心の醸成などソフト面と建物や道路など公共的施設等のバリアフリー化を促進し、障害者等が自分の意志で自由に行動し、参加出来る安全で快適なバリアフリーの空間の創出を図る。また、障害者等を事故、犯罪、災害等から守るため、地域ぐるみの防犯、防災体制の整備や災害対策を推進する。

関係機関が連携して障害の早期発見・早期療育の推進を図る。また、障害のある子ども一人ひとりのニーズや特性に応じ、きめ細やかな支援を行うため、乳幼児期から学校卒業後にわたって一貫して計画的に教育や療育が行えるよう、相談支援体制の充実に努める。

(4) その他の福祉

ア 母子父子福祉

ひとり親家庭の経済的援助の一助として、ひとり親家庭医療費助成を行っているが、さらに母子家庭自立支援給付金事業を利用しながら、条件に恵まれた就業機会を確保することで自立助長と生活の安定向上を図るとともに、これら家庭の抱える様々な問題について、総合的な相談体制を充実し、母子父子福祉の増進を図る。

イ 生活保護者対策

生活保護制度に対する正しい認識を市民に広げながら、扶養義務者の能力調査の徹底、扶養意識の高揚に努め、真に生活に困窮する人へは積極的に必要な保護を行う。被保護者に対しては、生活保護法に定める権利・義務の周知を図り、その事情を客観的に把握し、実態に即したきめ細かな自立援助を適切に行う。また、生活保護法の適用に至らないまでも、生活に困窮する人々には、生活福祉資金等の活用を勧めていく。

ウ 生活困窮者自立支援対策

生活保護に該当しない人々に対して、生活困窮者支援事業による相談支援及び就労支援活動を行う。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環 境の確保、 高齢者等の 保健及び福 祉の向上及 び増進	(1) 児童福祉施設			
	保育所	保育所等整備事業	市	
	(4) 介護老人保健施設			
		コスモス苑管理運営事業	市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	子ども医療費給付事業	市	
		子育て支援センター運営	市	
	高齢者・障害 者福祉	紙おむつ給付事業	市	
		訪問給食サービス事業	市	
	(9) その他			
		シルバー人材センター補助事業	市	
		老人介護手当支給事業	市	
		老人保護措置事業	市	
	垂水市高齢者クラブ助成事業	市		
	垂水市たるたるおでかけチケット 交付事業	市		
	ファミリーサポートセンター事業	市		
	放課後児童健全育成事業	市		
	地域包括支援センター運営事業	市		

4 公共施設等総合管理計画との整合

垂水市公共施設等総合管理計画との整合を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

第8章 保健・医療の確保

1 現況と問題点

(1) 保健の確保

本市は県内においても、少子高齢化が顕著に進行し、高齢化率 46.8 パーセント（住民基本台帳令和 7 年 8 月末）、また、出生率は年々減少傾向にあり、平成 26 年には 6.31 であったものが、令和 5 年には 3.00 まで大幅に減少している。

また、一人当たり国民健康保険医療費は年々増加傾向で、国や県と比較しても高い水準となっており、特に入院医療費がそれらを押し上げている。そのため、健康寿命の延伸及び医療費の抑制は喫緊の課題となっている。

がん検診や特定健康診査、乳幼児健康診査等の各種健診の一次予防に加え、二次予防として、高血圧、糖尿病等の重症化のリスクの高い疾病に対しては、生活習慣の見直しや医療機関への受診勧奨を行っており、保健課健康増進係において重症化高血圧 ZERO 教室や、市民課国保係では医療機関と連携した糖尿病重症化予防プログラムを実施している。

令和 7 年 4 月、母子保健部門と児童福祉部門との連携強化・機能充実を図ることで妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うことを目的として「垂水市こども家庭センター」を保健課内に設置した。子育て支援の拠点として、保健師、助産師等の専門職の配置が、今後の課題となっている。

(2) 医療の確保

近年、高齢化の進行などにより、疾病構造は、がん、心臓病、高血圧などの生活習慣病が中心となっており、また、ストレスの増大などから起こる適応障害や精神障害が増加し、それらの低年齢化もみられる。本市は、県下でも高齢化の進行した地域であることから、高齢化社会の先進地として、医療需要に対応した医療体制の整備が課題となっている。

垂水市立医療センター垂水中央病院は、昭和 62 年 3 月公設民営の形態で開院以来、垂水市における中核的医療施設として過疎地域の医療を支えてきた。現在では市内唯一の有床医療機関となり、過疎地域の入院医療における重要な役割を担っている。また、救急告示病院、病院群輪番制病院、へき地医療拠点病院として、垂水市内外の地域医療を支える役割を果たしてきている。

今後、人口減少、少子高齢化が進行し、医療需要が大きく変化していくことが予測され、その変化に即した医療提供を行う必要がある。令和 6 年 3 月に策定した「垂水市立医療センター垂水中央病院経営強化プラン」に基づき、地域医療構想にも対応した過疎地域における医療提供体制を維持していく必要がある。

救急医療について、傷病の発生に即応して迅速かつ適切に医療を行うことが重要である。現在の救急医療体制は、救急患者の容態に応じて、軽症を初期救急医療、重症を第二次救急医療と区別している。

本市の救急医療体制については、休日昼間の救急医療体制として、在宅当番

医制を実施し、夜間の救急医療体制として、大隅地区4市5町で負担金を出し運営している大隅広域夜間急病センター（内科、小児科、外科）により初期救急医療の確保が行われている。また、第二次救急医療の確保として、4市5町二次救急医療体制整備補助事業により重症救急疾患等に対する救急医療体制が実施されている。

これらの体制が円滑に連携するために、救急搬送体制を医師会・消防の協力のもとに、市民の救急医療に対処している。

在宅医療について、高齢化の進行によって医療や介護を必要とする人の増加や、がんや脳卒中等による医療依存度の高い在宅療養者の増が予想されるため、在宅での生活を願う、または在宅での生活を余儀なくされた高齢者を対象に、在宅医療体制の整備を図る必要がある。

2 その対策

(1) 保健の確保

市町村健康増進計画「健康たるみず21」に基づき、健康教育や健康相談等を実施し、各種がん検診や健康診査の充実、受診率の向上を図り、健診の機会を広く提供し、健診結果について分かりやすい情報提供を行い、病気の早期発見・早期治療、生活習慣の見直し等を推奨する。

また、結核や新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策として、学校、地域、医療機関等と連携し、正しい知識の普及に努めるとともに、相談・講話等の実施や、検診の充実と予防接種接種率向上に努める。

健康づくりについては、40歳以上の市民を対象に「健康長寿」を推進するため、本市、鹿児島大学、垂水市立医療センター垂水中央病院等と協働で「たるみず元気プロジェクト・健康チェック」を実施し、約18項目についてチェックを行い、参加者自身が「元気度（健康度）」を知ることができる取り組みを継続する。健康チェックから得られたデータを基に、加齢に伴う生活機能・身体状況及び認知機能等のさまざまな心身機能変化の要因を検討し、健康寿命延伸のための事業や施策へ反映させ、寝たきりの予防や介護度の軽減を図り、最終的には医療費や介護給付費の適正化につなげる。

母子保健については、妊娠期から子育て期を通じて、保健、医療、保育、療育、教育、福祉及びその他子育て支援を提供する関係機関等と連絡・調整を密に行い、対象者を包括的に支援する体制を推進する。

(2) 医療の確保

増大かつ多様化・複雑化する市民のニーズや医療・介護・福祉など各種制度改正に対応できるように、市民や行政、医療介護福祉等の専門職の人材の確保と資質の向上に努める。

垂水市立医療センター垂水中央病院は市内における唯一の入院病院として、鹿児島県地域医療構想に基づき、垂水市内における急性期から回復期及び慢性期までの入院医療を一手に引き受けるとともに、在宅療養支援病院として、市内の民間診療所等と連携して、切れ目のない医療の提供に努める。今後も地域

の中核病院として、24時間救急医療体制を維持し、夜間休日の医療を提供する等、公立病院としての役割を果たしていく。

また、無医地区となっている地域への医療提供体制のあり方も踏まえながら、医師会等関係機関との連携のもと過疎地域の医療水準向上に努める。

救急患者の病状に応じて適切な医療を行うため、肝属郡医師会や垂水中央病院との連携により、救急医療体制の確保を図るとともに消防と連携の強化を図る。また、令和3年度より、大隅地区4市5町で二次救急医療体制整備補助金を交付し、二次救急医療体制の充実を図る。

医師会等関係機関との連携を図りながら、医療や介護の多職種が情報を共有しながら連携できるように在宅医療体制の整備を図るとともに、在宅医療を必要とする方が適切なサービスを選択できるように在宅医療の普及啓発につとめる。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設			
	病院	垂水中央病院管理運営事業	市	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	大隅広域夜間急病センター運営事業	広域	
	(4) その他			
		救急医療施設運営委託事業 (在宅当番医制事業)	市	
		産婦人科医療体制確保補助金	市	
	大隅4市5町保健医療推進協議会 負担金	市		

4 公共施設等総合管理計画との整合

垂水市公共施設等総合管理計画との整合を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

第9章 教育の振興

1 現況と問題点

(1) 学校教育

21世紀を生き抜くための力を育成するため、これからの学校は、基礎的・基本的な知識・技能の習得に加え、思考力・判断力・表現力等の育成や学習意欲の向上、多様な人間関係を結んでいく力や習慣の形成等を重視する必要がある。これらは、様々な言語活動や協働的な学習活動等を通じて効果的に育まれることが求められている。

このような中、本市における児童生徒数は、令和7年5月現在で、小学校数が8校、児童数447人、中学校は1校、生徒数246人であり、10年前と比べて、児童数が177人、生徒数が47人減少している。

近年の全国的な人口減少傾向や少子化の進行に伴い、本市でも、今後も小学校、中学校ともに児童生徒数が減少する見込みであり、ますます学校の小規模化等が進むことも考えられ、教育機関、家庭及び地域社会と連携・協力し、調和のとれた児童生徒を育成していくことが重要となっている。

また、学校施設の状況は、昭和58年で市内小学校校舎は全て鉄筋化されたもので、小学校校舎及び体育館については耐震診断及び補強工事は完了しているが、校舎の老朽化が進んでおり、児童生徒の安心・安全を確保し教育活動の充実を図る必要がある。あわせて、学校教育の多様化、バリアフリー化等、時代のニーズに応じた対策が課題である。また、教職員住宅についても老朽化が著しく教職員の福利厚生観点からも必要に応じた整備を行う必要がある。

社会のあらゆる場所で、通信技術を活用したコミュニケーションであるICTが活用されている時代の中、パソコンやタブレット端末、インターネット等の情報通信技術を活用したICT教育として推進された「GIGAスクール構想」に対応するため、高速大容量の通信ネットワークを可能とし、児童多数の生徒が同時に使用できるよう、既存のネットワーク環境の強化を図った。

また、令和8年度から本格稼働となる「GIGAスクール構想」のセカンドGIGA、1人1台学習用タブレット端末等のICT環境整備を最大限活用し、AIドリルや遠隔合同授業、タブレット端末を家に持ち帰っての家庭学習での活用を更に推進するとともに、学習面だけでなく、「学びポケット」の心の健康観察機能を利用した生活面での活用も進め、学力向上や情報活用能力等の向上を図っていく。

学校給食については、平成17年度に統合した垂水市立学校給食センターで市内全地域の小・中学校の完全給食を行っており、給食管理の充実による調和のとれた献立作成、調理法を工夫するとともに、地元や県内の食材を積極的に使用し地産地消の推進に取り組みながら、「安全・安心でおいしい給食」の提供に努めている。また、栄養教諭等の積極的な活用による食に関する指導を推進している。また、令和5年9月より子育て支援の観点から学校給食費無償事業を実施し、保護者の負担軽減に努めている。

(2) 社会教育

人生 100 年時代を見据え、人々がそれぞれのニーズに応じた多様な学習や学び直しの機会を充実させ、その学習成果を社会に活かしていくことができる生涯学習社会を構築することが求められており、社会の急激な変化に伴い、一人一人が社会の中で自立して、他者と連携・協働しながら生涯にわたって生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付ける必要がある。

このような中、本市では、各地区公民館を核として市民の誰もが主体的に学ぶことができる環境の充実に努めている。

また、文化会館や図書館等の社会教育施設や、キララドーム・体育館等のスポーツ施設も生涯学習の拠点施設として機能を果たし、多様化、高度化するニーズに対応した学習機会の提供や人材の養成等を行っているが、今後、一層の充実を図る必要があり、高齢者の学習・文化・スポーツ活動の機会を充実するとともに、長年培ってきた高齢者の豊かな知識や経験を地域社会の様々な場で活かすことが求められている。

さらに、家庭及び地域の教育力の向上のために近隣市町や社会教育関係団体との連携を密にし、家庭教育支援員の積極的な活用や企業等への理解を図るとともに、地域ぐるみで家庭教育力の向上の取組を一層推進する必要がある。

(3) スポーツ・レクリエーション活動の推進

近年の科学技術の進展や経済の発展は、日常生活の中に物の豊かさや便利さをもたらした反面、人間の身体的活動機会の減少や人間相互の関係の希薄化等を生じさせたことが明らかになっている。一方で、健康の保持増進に対する関心が高まる中、余暇の増大やライフスタイルの多様化等により、健康の保持増進に対する関心が高まっており、人々は、心身のバランスのとれた健康を求めている。

こうした中でスポーツは、人々の自発的な意思に基づいて体を動かすという人間の生まれ持った欲求に応え、爽快感や達成感、精神的な充実、集うことの楽しさや喜びをもたらしてくれる。

本市の第 6 次総合計画では、市民のだれもが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指しており、地域全体で生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動、社会・生活・自然体験活動を進めるための環境整備と学習・活動成果の活用を促進することが求められている。

また、たるみずスポーツランドや、垂水中央運動公園体育館を活用した各種スポーツ大会の開催、スポーツ合宿等を通じた交流人口の増加、市民のスポーツ環境の充実を図ることが求められる。

こうしたスポーツ活動の拠点となる垂水中央運動公園については、引き続き計画的に施設整備を取り組む必要がある。

2 その対策

(1) 学校教育

ア 特色ある学校づくりの推進

生涯学習の基礎を培うという観点に立ち、学校経営の充実を図りながら、創意工夫を生かした教育活動を推進するなど、特色のある学校づくりに努めるとともに、体験的な学習や問題解決的な学習を重視した分かる授業を通して、児童生徒一人一人に基礎的・基本的事項を定着させ、創造性や自己教育力を育成する。

また、個性豊かで心身ともにたくましい思いやりのある児童生徒を育成するために、学校・家庭・地域社会の連携を密にしながら、心に届く生徒指導の充実を努める。あわせて、いじめや不登校等に対処するために、教職員研修・教育相談及びスクールソーシャルワーカーの配置等、家庭との連携の更なる充実を推進する。

イ 調和のとれた児童生徒の育成

児童生徒が、変化の激しいこれからの社会を生き抜き、未来を切り拓くために、令和8年度から本格稼働となる「GIGAスクール構想」のセカンドGIGA、1人1台学習用タブレット端末等のICT環境を最大限活用し、基礎的・基本的な学習内容を確実に身に付けるとともに、自ら学び、考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する能力を育む教育を推進する。また、児童生徒に規範意識を養い、他人を思いやる心や感動する心等、豊かな人間性やたくましく生きるための健康や体力を育む教育を推進する。さらに、体験活動等を通して「心の教育」の充実を努めるとともに、知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す児童生徒の育成に努める。

ウ 教育環境の充実

児童・生徒の教育を行うにふさわしい環境づくりをめざし、校舎・体育館・プール及び教職員住宅等の学校施設等の計画的な整備・改修を行うため、平成2年3月に策定された「垂水市学校施設等長寿命化計画」に基づき「垂水市公共施設等総合管理計画」との整合性を図りながら、児童生徒の安心・安全を確保し教育活動の充実を努める。

また、本市では、進路保障対策の一つとして、経済的理由により高校や大学等への就学が困難な者に対し、奨学資金を無利子で貸与する「たるたる奨学金」事業を実施している。本市在住者の子弟の学習機会を保障するとともに、卒業後の返還期間において、本市に住所を有し在住する者については、その返還を免除している。

エ スクールバス運行委託等

市内4中学校が統廃合されたことに伴い、旧垂水中学校学区以外の生徒の通学手段として、スクールバスを運行することで、通学距離が長くなる生徒

の利便性及び安心・安全を確保して通学に対する不均衡の是正に努める。

オ 学校給食

学校給食センターの調理技師の人員確保や、より安全で適切な運営をするために、令和3年8月1日から、調理業務と配送業務を民間委託し、それ以外の業務や運営については、これまでと変わらない直営方式を維持することによって、子供たちの健やかな成長のために、これまでと同様、「安全・安心でおいしい学校給食」の提供に努めていく。

(2) 社会教育

ア 生涯学習環境の充実

市民の多様化・高度化するニーズや様々な課題等に対応できるように学習機会の充実を図り、市民が必要な生涯学習に関する情報の提供を行う。

生涯学習推進会議のもと、地域の自然や産業・歴史・文化・伝統行事等地域の良さを知り、地域を愛する心を培うような学習機会の提供を推進する。

また、地域における生涯学習の拠点であり、地域づくりの拠点でもある地区公民館の活動を支援すると共に、関係機関、民間団体等と連携しながら各種「出前講座」や指導者・講師・各種イベント等、生涯学習に関する情報を市民に提供する。

イ 家庭の教育力の向上

家庭教育の自主性を尊重しつつ、教育の原点である家庭の教育力を高めるため、地域ぐるみで子育てを支援する基盤の整備に努める。

また、親としての学び、親になるための学び等、家庭教育を支援するための学習機会の提供や相談体制の整備を図るとともに、家庭教育に関する情報の提供に努める。

さらに学校・家庭・地域、保健福祉関係機関、企業等と連携し、家庭教育の支援を行う。

(3) スポーツ・レクリエーション活動の推進

ア ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

心身の健康の保持・増進を図り、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に向けて、誰もが気軽に参加できるスポーツ教室や講習会、イベント等を開催し、次世代を担う子どものスポーツ機会の充実を図る。

また、若者のスポーツ参加の拡充や高齢者の体力づくりの支援等ライフステージに応じたスポーツ活動の充実のため、気軽に楽しめるウォーキング、ニュースポーツの推進を図る。

イ スポーツ・レクリエーション施設の整備等

市民の生涯スポーツ社会の実現、スポーツ合宿での交流人口増加を推進するため、本市のスポーツ活動の中心である垂水中央運動公園内の施設、機器

等について安全性、利便性、快適性の向上を図りながら整備を行っていく。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振 興	(1) 学校教育関連施設			
	屋内運動場	垂水小学校屋内運動場改修	市	
	スクールバス・ポート	スクールバス運行委託	市	
	給食施設	市立学校給食センター空調整備事業	市	
	(3) 集会施設、体育施設等			
	公民館	地区公民館耐震補強工事	市	
		市民館・地区公民館管理運営事業	市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育	特別支援教育支援員設置事業	市	
		I C T教育・業務環境整備事業	市	
	高等学校	垂水高校振興支援	市	
	生涯学習・スポーツ	かごしま国体開催を契機とした「フェンシングのまちづくり」	市	
	その他	「たるたる奨学金」事業	市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

垂水市公共施設等総合管理計画との整合を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

第10章 集落の整備

1 現況と問題点

本市における少子高齢化の進行に伴い、地域社会の維持が困難な地域も出現している。その対策として、若者をはじめとする定住化対策や生活環境など集落機能の維持、集落再編の支援等が必要になってきている。

少子高齢化が急速に進行する中、市内9つの地域活動拠点において、地域住民自身が地域づくりの考え方や将来像を盛り込んだ「地域振興計画」を策定している。

平成22年度の大野地区を皮切りに各地区で策定した「地域振興計画」の計画期間は10年間であることから、次の計画期間について盛り込まれた「第2期地域振興計画」の策定が令和2年度から始まっている。

新たな課題を掘り起こし、地域の将来像を描きながら「第2期地域振興計画」を策定し、各地区の特性を活かしたまちづくりを地区住民の手で進めていくこととしている。

2 その対策

地域社会の維持が困難な地域の対策として、これまで集落再編の支援等を行い、振興会の統合が進められている。今後も引き続き、支援等を行う。

また、定住促進のための住宅建設については、適正な土地誘導を図りながら、公共との役割分担のもとに、民間による住宅供給の拡充を促し、質の高い民間住宅の建設の促進に努める。

併せて、集落等が行う自主的な活動への支援制度の構築を検討していく。

各地区の第1期地域振興計画初版及び見直し版策定の経験を活かし、地区に合った協議方法の提案等を行うことで「第2期地域振興計画」策定を支援する。

国・県・市の事業活用により、地域振興計画に基づく地域の課題解決や将来像実現のための取組を支援し、地区住民による各地区の特性や資源を活かしたまちづくりを推進する。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(3) その他			
		地域振興計画策定事業	市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

垂水市公共施設等総合管理計画との整合を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

第 11 章 地域文化の振興等

1 現況と問題点

本来、文化とは、他から与えられるものではなく、地域の歴史と風土に根ざした市民の生活の中から生まれてくるものであり、市民の個性や創造性、心の豊かさが、個性的な文化を創り上げると言い換えることができる。

近年の所得水準の向上、自由時間の増大、ライフスタイルの多様化等に伴い、心の豊かさを求める市民の文化的欲求が一層高まってきており、今後ともこの傾向は継続するものと予想される。

本市においては、大隅地方の中心であったことを偲ばせる様々な遺跡、洋画家の和田英作や軍艦マーチ作曲者の瀬戸口藤吉といった文化人の輩出等、多様な地域文化を有しており、これらの文化を継承していくと共に、新しい文化の興隆を目指す必要がある。

また、本市には貴重な歴史資料や民俗資料が多数あるにも関わらず、完備された施設がないことや、地域の文化財を保存管理する人材の高齢化、郷土芸能や伝統工芸等の保存伝承活動を行うための人材不足等の理由により、その維持管理・整理・保存・展示等が十分になされていない状況である。

文化会館は、平成 5 年 4 月にオープンし、以来数々の自主文化事業（講演・演劇・コンサート）、貸し館事業（各種発表会等）に利用され、芸術・文化活動の拠点としてその位置を高めてきている。

しかし、建設から約 30 年経過し、照明・音響設備の老朽化が進み、文化会館施設自体も修繕が必要な個所が発生しており、今後、利用者にも不便をきたす可能性が高いため、計画的に施設・設備整備に取り組む必要がある。

2 その対策

(1) 文化基盤の拡充

文化団体の保護、育成により、郷土の伝統芸能等の保護をはかり、多様化する文化活動の促進に努める。また、既存の施設の整備・充実を図りながら有効な利用法について検討し、市の文化事業の更なる発展に努める。

(2) 文化交流活動の振興

県下の公立文化施設との交流を図りながら、文化会館を市の文化活動の拠点として、自主文化事業をより一層充実させるとともに、市民自らが参加し創造する文化活動を促進する。特に本市出身で、世界三大行進曲の一つに数えられる『軍艦マーチ』の作曲者である「瀬戸口藤吉」を顕彰して、平成 11 年度から「瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクール」を令和元年度まで実施していたが、コロナ禍を契機として、令和 4 年度より、グランプリ受賞団体等による特別コンサートを実施している。

また、本市出身の洋画家和田英作とその実弟和田香苗の顕彰事業として、平成 25 年度から「和田英作・香苗記念絵画コンクール」を開催したが、市外、県

外からも出展があり、年々出展が増えている状況である。

今後も地区芸術祭活動等を充実させ、他の市町村との広域的な文化交流活動の活性化に努める。

(3) 文化財の保存・活用

古くから伝わる歴史民俗文化財や埋蔵文化財が存在している現状の中、これらを保存・活用することにより市民の文化財に対する正しい認識と愛護思想の一層の普及高揚に努める。特に令和2年3月10日に本市初の国指定史跡となった垂水島津家墓所については、持続性・一貫性のある保存・活用に努める。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化 の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	地域文化振興	瀬戸口藤吉翁記念グランプリコンサート	市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

垂水市公共施設等総合管理計画との整合を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

第12章 再生可能エネルギーの利用の促進

1 現況と問題点

本市では、山間部において、太陽光発電、風力発電を中心に再生可能エネルギー発電施設が整備されている。特に、平成24年に開始された再生可能エネルギーの固定価格買取制度導入以降、太陽光発電施設の増加が顕著である。

再生可能エネルギーの利用促進は、エネルギーの安定的な供給や非常時のエネルギー確保、環境負荷の低減のほか、資金流出の抑制や雇用確保など地域経済の活性化にも寄与するものである。

また、国内外脱炭素への潮流を踏まえると、地球温暖化対策の推進、再生可能エネルギーの導入拡大による脱炭素社会に向けた取組が必要である。

一方で、全国では、大規模な再生可能エネルギー施設の設置にあたり、無秩序な開発行為や景観・健康への影響の不安、管理不備によるトラブルなど、良好な生活環境への影響が課題となっている。

今後も、持続可能で個性豊かな地域社会を形成するため、国の関係法令や第2次垂水市環境委本計画に基づき、市民、事業者と一体となって適切な再生可能エネルギーの利用促進に取り組む必要がある。

2 その対策

地球温暖化対策の推進、再生可能エネルギーの導入拡大による脱炭素社会に向けた取組として、公共施設における再生可能エネルギー発電設備の設置について検討し、公共施設の維持管理におけるエネルギー消費量の抑制を図る。

また、再生可能エネルギー施設の適切な設置、管理を市民、事業者に促し、地域の良好な生活環境を確保しながら、再生可能エネルギーの利用促進を図る。

3 公共施設等総合管理計画との整合

垂水市公共施設等総合管理計画との整合を図りながら過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

1 現況と問題点

(1) イベントの支援

本市は、温泉、錦江湾、山、溪谷、桜島の景観等、潜在的にはかなりの活用可能な観光資源等が多く残されているが、これらを十分活かしてきていないのが現状である。

このため、市民自らが、自分達のまちのすばらしい自然景観や特産品のすばらしさを共通認識する必要がある。

地域の主体的な取組みとして、8月には交流人口増による地域振興と観光振興を目的に「たるみずふれあいフェスタ夏祭り」を開催し、秋には、本市の特産品のPR等を行う「秋の産業祭」が開催され、いずれも恒常的なイベントとして定着しつつあるが、質の高いイベントの検討が必要である。

2 その対策

(1) イベントの支援

イベントの開催は、停滞しがちな町に勢いを与える効果があり、テレビや新聞等で取り上げられることからPR効果としても非常に大きいものがある。

開催はいずれも市民との協働によるものであり、まちづくりへの住民の積極的な参加や地域振興の担い手となる人材の育成、地域間交流等についても期待されており、今後とも支援措置を講じていく。

なお、平成17年4月に開設した「道の駅たるみず 湯っ足り館」と平成22年4月に開設した「猿ヶ城溪谷 森の駅たるみず」、平成30年11月に開設した「道の駅たるみずはまびら たるたるばあく」の3駅の連携を図りながら、より質の高いイベントを引き続き行っていく。

3 公共施設等総合管理計画との整合

垂水市公共施設等総合管理計画との整合を図りながら過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

(添付) 事業計画 (令和8年度～令和12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地 域間交流の促 進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	空き家リフォーム 促進事業	市	空き家の解消、空き家バンク利用者の増加、移住・定住者の増加が図られ、地域の持続的発展に資する。
		住宅取得費等助成 事業	市	移住・定住者の増加が図られ、地域の持続的発展に資する。
		子育て世帯住宅取 得費助成事業	市	定住者の増加が図られ、地域の持続的発展に資する。
		空き家有効活用推 進事業	市	空き家の解消、空き家バンク利用者の増加、移住・定住者の増加が図られ、地域の持続的発展に資する。
		民間賃貸住宅家賃 助成事業	市	移住・定住者の増加の増加が図られ、地域の持続的発展に資する。
結婚新生活支援事 業		市	定住人口の増加が図られ、地域の持続的発展に資する。	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	商工業・6 次産業化	水産振興支援事業	漁協・ 水産加 工業者	6次産業化による新たな特産品化と価格安定が図られ、水産業の持続的発展に資する。
		プレミアム商品券 発行事業	市	景気の低迷に対する地域経済の活性化、地元消費の拡大が図られ、商業の持続的発展に資する。
		商工イベント支援 事業	市	商工会部等が開催する商業イベントの支援を行い、商店街の活性化に繋げ、商業の持続的発展に資する。
特産品販路拡大支 援事業		市	特産品の情報発信により、垂水食材の販路拡大が図られ、商業の持続的発展に資する。	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	観光	道の駅活性化事業	市	両道の駅の施設利用者増加による市全体の相乗効果を高め、観光交流人口の拡大と経済波及効果が高められ、商業の持続的発展に資する。
	その他	スポーツ合宿誘致事業	市	スポーツ合宿による交流人口の増加が図られ、観光の持続的発展に資する。
		ツーリズム推進事業	市	教育旅行を中心としたツーリズム振興により、交流人口の増加が図られ、観光の持続的発展に資する。
		海外教育旅行支援事業	市	ツーリズムの推進により交流人口の増加が図られ、観光の持続的発展に資する。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	廃止路線代替バス運行補助金	市	市民の交通手段の確保が図られ、公共交通の持続的発展に資する。
		事前予約型乗合タクシー運行補助金	市	交通空白地域の交通手段の確保が図られ、公共交通の持続的発展に資する。
交通施設維持	橋梁長寿命化事業(ソフト)	市	地域の道路交通網の安全性・信頼性が確保され、地域の持続的発展に資する。	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
	生活	住宅・建築物耐震等改修事業(ソフト)	市	公営住宅の耐震化を図り、安心安全で快適な住環境が促進され、生活環境の持続的発展に資する。
		住宅リフォーム促進事業	市	快適な住環境の整備等の推進と地域経済の活性化が図られ、生活環境と工業の持続的発展に資する。
空き家解体撤去事業		市	景観及び住環境の向上並びに安心安全の確保と地域の活性化が図ら	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
				れ、生活環境と工業の持続的発展に資する。
	環境 防災・ 防犯	建築物耐震化促進 事業	市	住環境の向上並びに安心安全の確保と地域の活性化が図られ、生活環境の持続的発展に資する。
		浄化槽設置整備事業	市	公共用水域の保全が図られ、生活環境の持続的発展に資する。
		災害時等における 避難行動要支援者 の支援事業	市	要支援者の個別避難計画による避難支援事業を行うことにより、防災力向上の持続的発展に資する。
6 子育て環境の 確保、高齢者等 の保健及び福祉 の向上及び 増進		(8) 過疎地域持続的発展特別事業		
	児童福祉	子ども医療費給付 事業	市	子どもの健康の保持増進や子育て環境の確保が図られ、児童福祉の持続的発展に資する。
		子育て支援センター 一運営	市	子育てしやすい環境の確保が図られ、児童福祉の持続的発展に資する。
	高齢者・障 害者福祉	紙おむつ給付事業	市	在宅福祉の増進が図られ、高齢者福祉の持続的発展に資する。
		訪問給食サービス 事業	市	食生活の改善や孤独感の解消が図られ、高齢者福祉の持続的発展に資する。
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	大隅広域夜間急病 センター運営事業	広域	夜間の緊急時における医療体制と初期救急医療の確保が図られ、安心安全な暮らしの持続的発展に資する。
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育	特別支援教育支援 員設置事業	市	学校生活上の介助と学習学習指導上の支援により、教育活動の充実が

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
	高等学校			図られ、学校教育の持続的発展に資する。	
		ICT教育・業務環境整備事業	市	ICT機器を活用した教育環境の整備により、教育環境の充実が図られ、学校教育の持続的発展に資する。	
		垂水高校振興支援	市	市内唯一の高校に対する支援により、教育環境の充実が図られ、地域や教育の持続的発展に資する。	
		生涯学習・スポーツ	かごしま国体開催を契機とした「フェンシングのまちづくり」	市	フェンシング競技を通じて交流人口の創出、地域の活性化が図られ、地域や教育の持続的発展に資する。
		その他	「たるたる奨学金」事業	市	本市在住者の学習機会を保障することにより、教育の持続的発展に資する。
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業				
	地域文化振興	瀬戸口藤吉翁記念 グランプリコンサート	市	市民の文化的向上が図られ、地域文化の持続的発展に資する。	